

福祉避難所開設・運営マニュアル

大分県
大分県社会福祉協議会

は　じ　め　に

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、高齢者や障がい者等が、津波からは避難できたものの、体育館などの一般避難所で体調や病状を悪化させたり、避難生活に耐えられず避難所を後にする等の状況が報じられました。

「助かった、助けられた命」を守るために、高齢者等、避難所生活で特別な配慮を必要とする方々の避難生活場所である「福祉避難所」を確保することは、東日本大震災の教訓の一つです。

県と大分県社会福祉協議会では、平成 24 年度から、市町村による福祉避難所の指定を促進するとともに、被災地での実例を題材としたシンポジウムを開催し、県民の方々の福祉避難所に対する理解を深めていただく取組を進めてきましたが、このたび、災害発生時に福祉避難所の開設・運営を円滑に行えるよう、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成しました。

マニュアルの作成にあたっては、平成 24 年度に実施した社会福祉施設やホテル・旅館での要援護者の搬送・受入れ訓練を踏まえるとともに、市町村や関係社会福祉施設の代表者や、学識経験者等による「福祉避難所指定促進事業推進会議」のメンバーの方々からの貴重なご意見を可能な限り反映させ、具体的でわかりやすいものを目指しました。

福祉避難所の指定、開設、運営の主体となる市町村をはじめ、指定を受けた施設関係者の方々には、災害発生時の必携マニュアルとして活用いただくなほか、地域の実情に応じた福祉避難所運営マニュアルを作成する際の参考にしていただけるならば幸いです。

～ 目 次 ～

第1章 福祉避難所とは

1 一般の避難所との違い	1
2 福祉避難所開設にあたっての留意点	2
3 福祉避難所の様子	3
4 一般の避難所開設から閉鎖まで	5
5 避難所運営の体系例	6

第2章 福祉避難所開設から閉鎖まで

福祉避難所開設から閉鎖までの流れ	7
1 福祉避難所の状況確認	8
(1)市町村における確認事項	8
(2)施設における確認事項	8
2 福祉避難所の開設	9
(1)福祉避難所の開設依頼	9
(2)福祉避難所の開設周知	9
(3)人材・物資の確保	10
(4)福祉避難所の開設期間	10
3 福祉避難所運営体制の整備	11
(1)福祉避難所担当職員の配置等	11
(2)福祉避難所の運営体制の整備、活動支援	12

4 福祉避難所の運営	14
(1)福祉避難所で必要と思われる運営担当(例)	17
(2)福祉避難所運営の参考レイアウト	18
5 福祉避難所における要援護者の支援	19
(1)福祉サービス等の提供	19
(2)緊急入所・入院の対応	20
6 福祉避難所の閉鎖	21
(1)福祉避難所の統廃合、撤収・閉鎖	21
第3章 福祉避難所避難訓練	
1 福祉避難所避難訓練の様子	23
2 福祉避難所避難訓練から見えたもの	33
第4章 参考様式等	
1 福祉避難所開設・運営チェックリスト	35
2 災害時要援護者受入要請書様式(例)	37
3 災害時要援護者心身状況表様式(例)	38
4 要援護者用避難者名簿様式(例)	39
5 災害アセスメントシート(例)	40
6 避難所アセスメントシート(例)	42
7 災害ボランティアネットワーク登録団体等	44
8 災害時連絡先一覧(例)	46
9 福祉避難所指定先一覧表	47
10 災害救助法の概要	51
11 平成24年度災害救助基準	53

第1章 福祉避難所とは

第1章 福祉避難所とは？

1 一般の避難所との違い

一般の避難所

○災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間、避難生活を行う施設。地域の学校の体育館や公民館等の公共の施設が指定されていることが多い。



※一定期間とはいえる大人数で生活するため、避難所内での運営が上手く行われなければ、様々な問題が発生する。特に、阪神淡路大震災においては、一般的な避難所で生活していた高齢者や障がい者の中には、疲労やストレス、持病の悪化等が原因で体調を崩し、生活に支障をきたし関連死に至る事例が報告されている。

災害時要援護者対策として国は、1998年に、社会福祉施設を障害者のための「福祉避難所」として設置するよう通達が出されている。

福祉避難所

○要援護のために特別の配慮(例:バリアフリー、スロープ、洋式トイレ等)がなされた避難所

○指定した福祉避難所で不足する場合は、国や県と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げができる。

○災害救助法が適用された場合、国と県で費用を負担

・概ね10名の要援護者に1名の生活相談員等(要援護者に対しての生活支援、相談等を行う上で専門的な知識を有する者)を配置するための費用。

・要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり等の器物、日常生活上の支援を行るために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用。



2 福祉避難所開設にあたっての留意点

福祉避難所の対象者となる者の把握

- 平常時から福祉避難所の対象となりうる者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等)を把握。
- 一般的な避難所生活で何等かの配慮が必要な者のうち入所・入院に至らない程度の在宅の要援護者を対象とし、その家族まで含めて差し支えない。
- 自治委員や民生委員、福祉関係者、行政が連携し、対象者の早期発見に努めるよう、情報を活用する。

福祉避難所となる施設の検討

- 施設自体の安全性が確保されているか確認。
※耐震・耐火構造、土砂災害危険箇所区域外、近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- 入所施設やデイサービス等の日常サービスを行っている社会福祉施設については、活用できる空きスペース等が確保できるかを確認。
※1人あたりの面積 概ね $2\sim4\text{m}^2$ ／人が多い。
- 公的な宿泊施設又はホテル等を利用しても差し支えない。ただし、通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。

運営体制の事前整備

- 大規模災害時は、一つの市町村で複数の福祉避難所の設置すべき事態が生じる。
- 福祉避難所運営には、福祉専門職等の人材確保が不可欠となるため、平常時から社会福祉法人・専門職能団体などと連携を図っておく。

3 福祉避難所の様子

福祉避難所として使用可能な範囲を明確に決めましょう。必要と考えられるスペースを記載していますが、立上げ直後からすべてのスペースを設置する必要はなく、状況に応じて設置をしていきましょう。

避難者の居住スペース

プライバシーの確保に気を配りましょう。避難者数に応じて、居住組の再編成や居住スペースの移動も検討しましょう。

例) 地域交流スペース
居室の空き部屋 等



受付

建物入口に近く、わかりやすい場所に設置しましょう。

例) 玄関付近等



運営事務室

福祉避難所の運営にあたる職員が集まりやすい場所にしましょう。

例) 職員室、事務室等



生活相談等窓口

女性や乳幼児の避難者がいる場合には、ニーズ把握のため、女性相談員も配置するなどの配慮をしましょう。また、窓口に来ない人、来ることができない人に対しては、巡回相談を実施するようつとめましょう。

例) 面会室等



情報提供掲示板

避難者の目につきやすい場所に掲示板を設置しましょう。また、掲示板は、貼紙形式やホワイトボードを使ったものが便利です。災害時は情報が錯綜するので、誤報には注意する必要があります。届いた情報がいつの情報か、いつまで有効であるか、についても確認をしましょう。

例) 談話室の付近等



食料・物資保管場所

直射日光の当たらない冷暗所で、物資等の搬入がしやすいところにあり、施錠できる場所に設置しましょう。

例) 倉庫、鍵のかかる部屋等



炊き出し

調理室がなければ、屋外にスペースを設けましょう。
(屋外はテントを張るなどして、天候が変化しても対応できるようにしておきましょう。)

例) 調理室、屋外等

*食事については個別対応可



医務室

医務室がなければ、清潔で静かな場所を医務室とし、可能であれば簡易ベッド等を設置しましょう。

例) 医務室、保健室等



談話室

避難者同士の談話や外部の人との面会に使用できるようにしましょう。

例) 地域交流スペースの一画
面会室 等



更衣室・授乳室

更衣室は男女別に設置しましょう。可能であれば、和室やカーペットのある部屋だといいでしよう。

授乳室はお湯が利用しやすい場所に設置し、乳児の危険となるものがないようにしましょう。

例) 和室、休憩室等



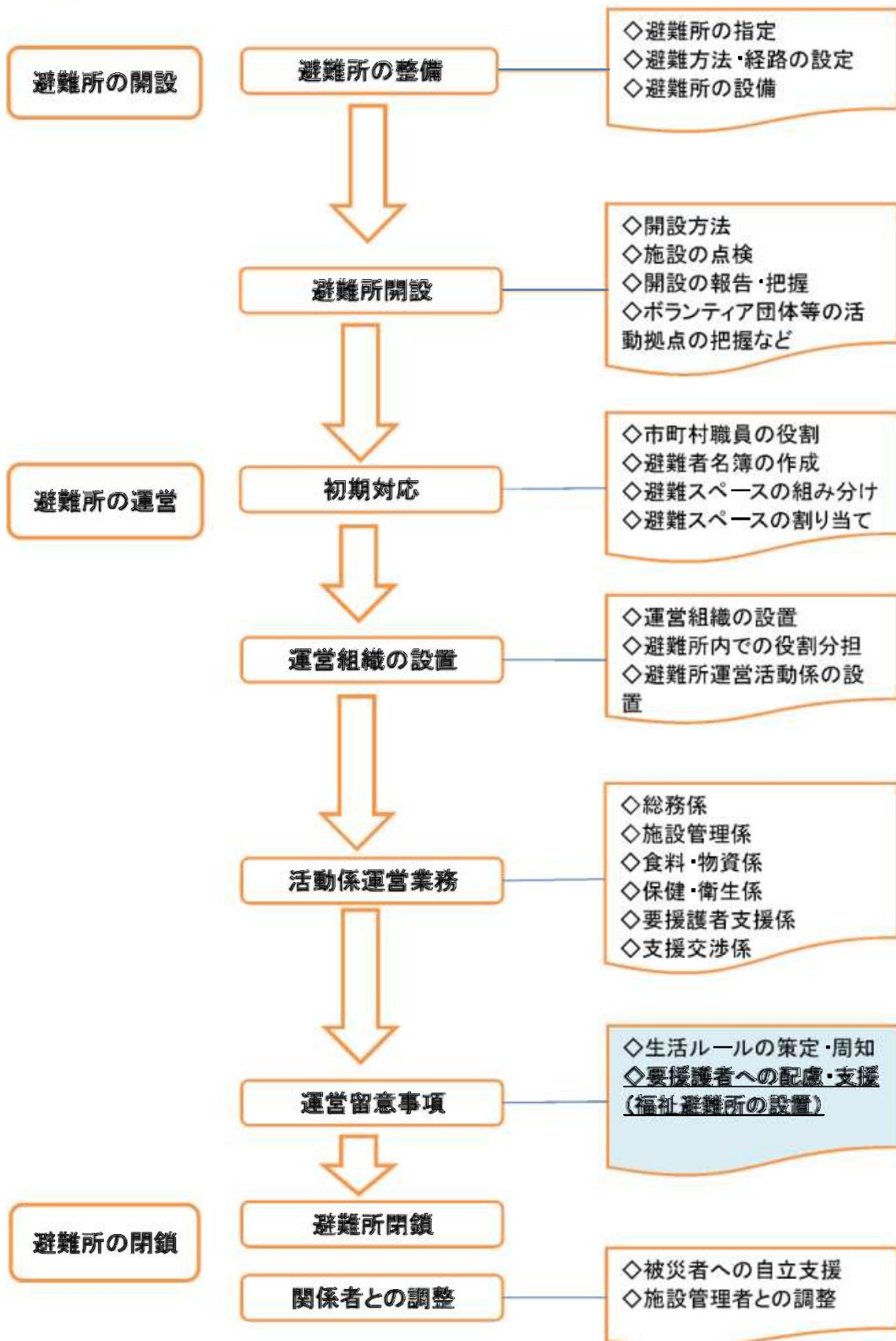
その他

トイレ、お風呂、洗濯場、ゴミ置き場等は、場所がわかるように、表示をしましょう。また、喫煙所については、施設内に喫煙所がない場合は、施設から距離を置き、居住スペースに煙が入らないような場所に、バケツ等をおいて設置しましょう。

ゴミの分別について表示をしている様子→

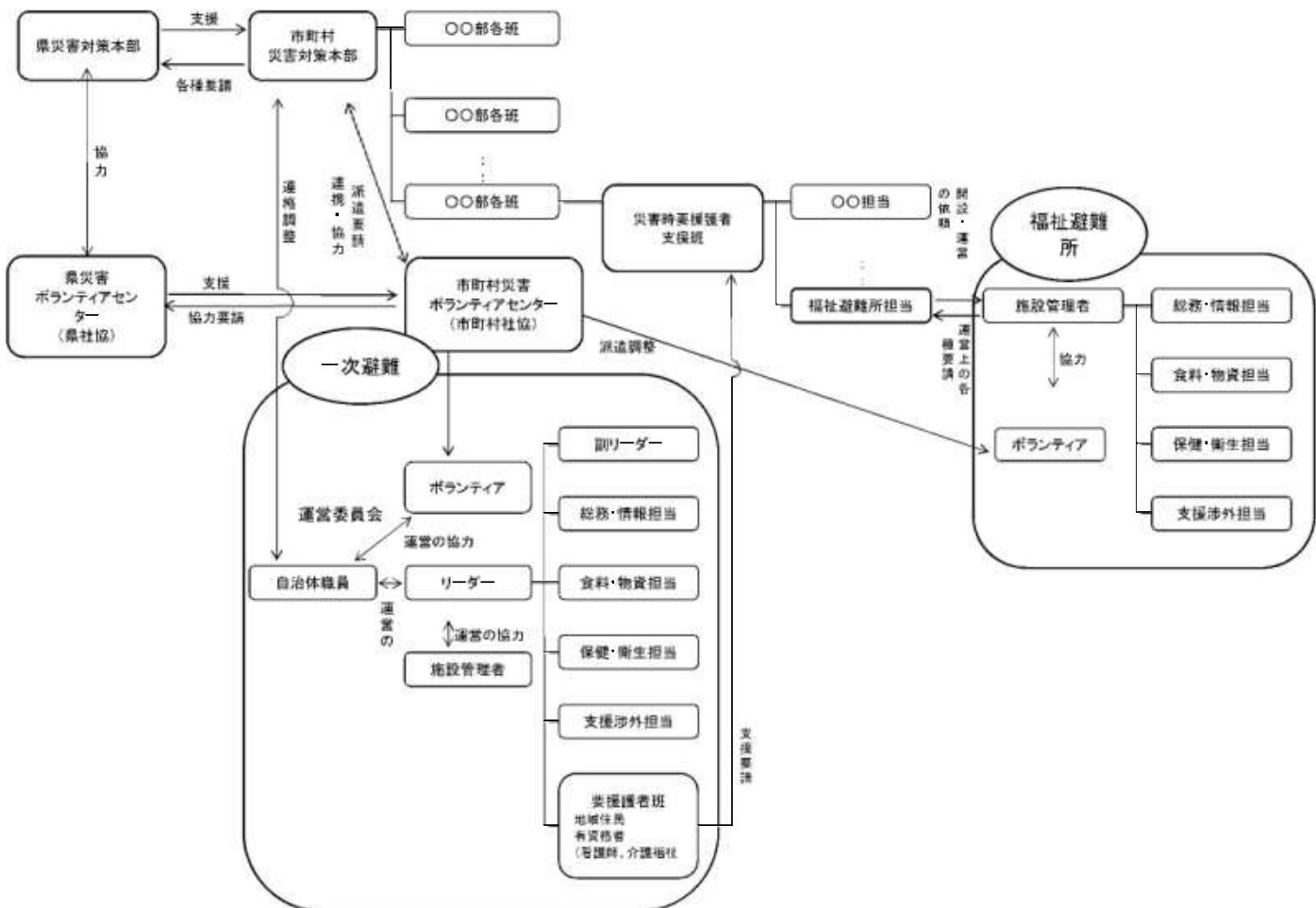


4 一般の避難所開設から閉鎖までの流れ



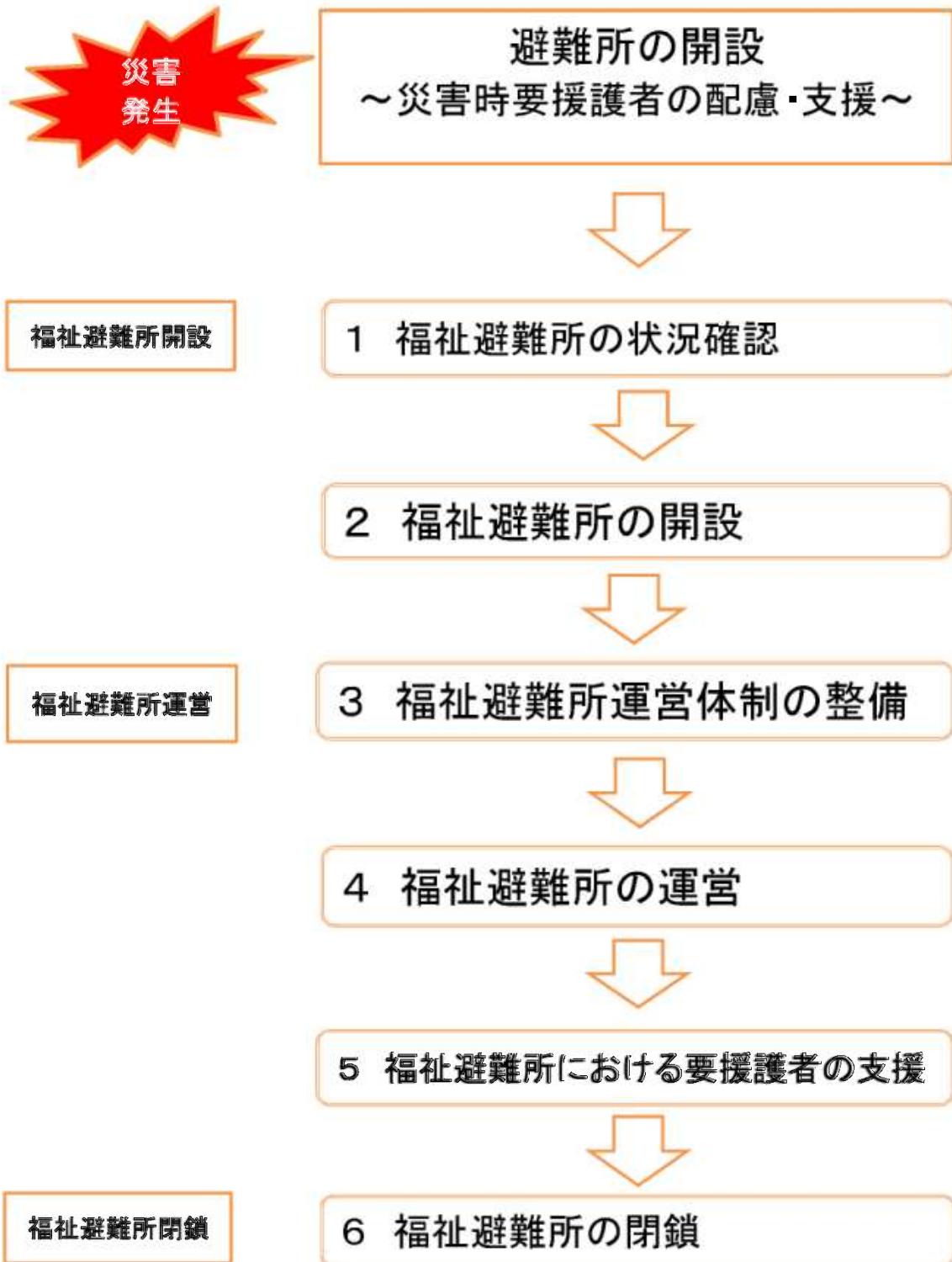
参考:千葉県(災害時における避難所運営の手引き)

5 避難所運営の体系図(例)



第2章 福祉避難所開設から閉鎖まで

第2章 福祉避難所開設から閉鎖まで



1 福祉避難所の状況確認

(1) 市町村における確認事項

○市町村は、発災後に福祉避難所に指定されている施設の責任者と連絡をとり、施設の状況を確認し、受入可能であれば福祉避難所の開設準備を依頼する。

(2) 施設における確認事項

○施設の責任者は、施設が福祉避難所として利用可能か確認する。
○福祉避難所として開設が可能であれば、受入の準備を行う。

施設・設備の被害状況

入所者・利用者等の被害状況

職員の被害状況、収集状況等の活動状況

施設職員の避難所運営の可否

水や食料の備蓄状況、搬送の可能な車両の確保

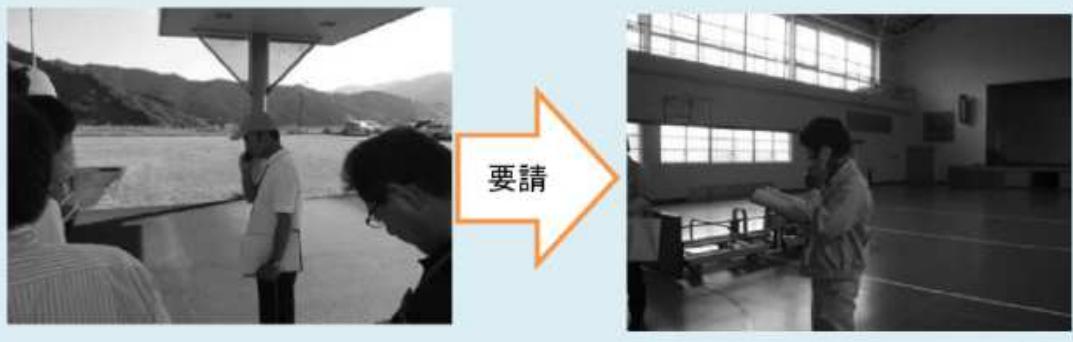
利用可能：受入可能人数、対応可能な要援護者の特性

利用不可能：復旧見込み、必要な支援等

2 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設依頼

- 一般の避難所において、要援護者の生活環境が確保できないなど、福祉避難所の開設が必要と認められる場合は、市町村は福祉避難所の開設を要請する。
- 当該市町村のみでは対応できない場合は、県災害対策本部へ協力を要請する。



被災施設→市町村

市町村→福祉避難所

(2) 福祉避難所の開設周知

- 市町村は福祉避難所を開設した場合、職員はもとより、要援護者及びその家族、民生委員、自主防災組織、支援団体等の関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所名称と場所を周知する。

(3)人材・物資の確保

○市町村は、概ね10人の要援護者に1人の生活相談員(生活支援・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者)等を配置する。

※生活相談員は、介護福祉士、社会福祉士、ヘルパー等が望ましい。

○要援護者に配慮した、ポータブルトイレ、簡易ベッド、手すり等に器材、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗物資を確保する。

※災害救助法が適用され、市町村が福祉避難所を設置した場合、概ね10人の要援護者に1人の生活相談員等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、紙おむつ等の費用については、国庫負担を受けることができる。



社会福祉士等の配置
(社会福祉施設)



簡易ベットの設置
(旅館・ホテル)

(4)福祉避難所の開設期間

○開設期間は原則として災害が発生した日から最大限7日以内となっているが、最近の災害では長期化している。
※7日以内に閉鎖することが困難な場合は、事前に県地域福祉推進室に報告すること。

3 福祉避難所運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置等

○市町村は、福祉避難所に福祉避難所担当職員を派遣する。必ず交代要員を確保する。職員を派遣できない場合、施設責任者の協力を得て対応を図る(社会福祉施設の場合、運営管理を協定に基づき依頼することになる)。

～福祉避難所の運営体制の事前整備～

○福祉避難所担当職員をあらかじめ定めておく。

○福祉避難所の開設・運営について、具体的な手順を確認できるよう、要援護者及びその家族、地域住民等と研修会や勉強会を開催する。

○福祉、医療関係者や自主防災組織、NPO法人等と連携を図り、運営体制を確保する。



受付を設け職員を配置
(旅館・ホテル)



運営管理を委託
(社会福祉施設)



炊きだし
(ボランティア等)



医療機関との連携

(2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

① 社会福祉施設 (地域における拠点的な福祉避難所)

○管理運営は施設責任者に委託することになるため、市町村は県と連携し、福祉避難所に指定された社会福祉施設と市町村災害対策本部との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所職員を配置するとともに、専門的人材や一般ボランティアの配置を行う。

～福祉避難所の運営体制の事前整備～

○社会福祉施設が福祉避難所になった場合は、施設・設備・体制が整っているため、当該施設の体制を基本にすることとし、福祉避難所に市町村は、福祉避難所担当職員の配置、専門的人材や一般ボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るため、平常時から関係機関間(看護協会、介護福祉士会等)の連携強化を図るものとする。

② 学校施設・公民館等 (地域における身近な福祉避難所)

○市町村は、事前に把握している有資格者や専門家(看護師、介護福祉士)等の情報、事前に協定締結した関係団体及び他の地方公共団体への職員派遣の要請により、有資格者等を確保するなどして、要援護者班を設置する。

～福祉避難所の運営体制の事前整備～

- 市町村は、福祉部局を中心とした横断的な組織として、災害時要援護者班を平常時から設置する。
- 身近な福祉避難所は、一次避難所の中に空間を確保したもの想定していることから、避難所運営組織の中に地域住民や有資格者等(看護師、介護福祉士等)から構成される要援護者班を設置しておく。
- 災害時において有資格者等を確保するため、事前に関係団体等と協定締結するなど協力を依頼する。
- 要援護者班は、要援護者から相談等に対応とともに、避難所では対応できない要望(例:手話通訳者等の応援派遣、マット等の物資・備品の提供)については、市町村の災害時要援護者支援班に要請する。

～福祉避難所の運営体制の事前整備～

- 福祉避難所において、要援護者の要望を把握し、適切に対応できるよう手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材の確保や福祉用具等の確保を図る。



手話通訳者



福祉用具

- 市町村で対応できないものについては、速やかに県災害対策本部に要請する。

4 福祉避難所の運営

避難者名簿の作成、管理

- ・緊急連絡先、障害等の特記事項を記載。
- ・市町村で管理するとともに県災害対策本部へ報告。

食料・飲料水の配給

- ・限られた少ない物資を有効に活かすよう最大限配慮。
- ・不足がある場合、内容・数量を県災害対策本部へ依頼。
- ・必要な数量などを的確に把握し、余剰を発生させない。

物資・福祉器材等の配給・管理

- ・限られた少ない物資を有効に活かすよう最大限配慮。
- ・不足がある場合、内容・数量を県災害対策本部へ依頼。
- ・必要な数量などを的確に把握し、余剰を発生させない。

【物資・福祉器材の例】

- ・介護用品、衛生用品
- ・ポータブルトイレ、ストーマ用装具

専門的な人材・ボランティア等の支援

- ・必要となる専門的な人材・ボランティアが不足する場合、不足する職種、人数及び必要なニーズ内容を取りまとめ、県災害対策本部へ依頼。

※専門的人材とボランティアの役割を明確にしておく。

トイレに関する対応

- ・施設責任者と協議し、清掃等の衛生管理を行う。

ゴミに関する対応

- ・施設責任者と協議し、集積場所を指定し、周知徹底を図る。
- ・可燃ゴミ・不燃ゴミ等に分別し、指定場所へ置くように指示。

防疫に関する対応

- ・食中毒等の感染症が流行しないように、避難者の協力を得て手洗いの励行等の防疫に注意する。
- ・風邪等の体調を崩している方の有無を把握。
- ※ドアノブ、手すり、スリッパ等多数の利用者が接する部分やモノについては消毒すること。

施設内の清掃・整理整頓

- ・共有スペース等の清掃は、避難者の中で協力依頼。

電話での問い合わせ・呼び出し

- ・問い合わせがあった場合、避難所名簿と照合。
- ・避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とする。
- ・呼び出しは、放送及び掲示板により伝言し、折り返し避難者から連絡をとる方法を原則とする。
- ・長時間受信状態のままで呼び出しをしない。

生活情報の提供

- ・避難者が必要な情報について、情報を収集し、掲示板等の手段で提供する。

避難者が必要とする情報

- ・被害、安否確認、医療、救護情報、余震、天候情報、生活物資情報、ライフライン、交通機関の復旧情報。
- ・生活再建情報(応急仮設住宅、、被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付金など)。

情報の集約方法

- ・災害対策本部からの情報及び公開されている情報を収集。
- ・テレビ、ラジオ、新聞等の情報を収集。

情報の周知

- ・収集した情報は、掲示板や放送等の手段を用いて提供。
 - ・被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置。
 - ・不要となった情報も記録・整理して保管。
- ※いつ時点の情報かわかるよう、「日付」と「時間」を記入すること。

情報伝達・連絡・依頼等の体制

- ・災害対策本部との情報伝達・連絡・依頼等は、様式を定め、FAXまたはメールで行うことを基本とする。
- ・やむを得ず電話による情報伝達を行う場合、必ず内容等の控えを残しておくこと。

引き継ぎ

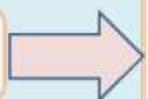
- ・避難者の状況及び要望事項等を確実に引き継ぎ、後任の方が円滑に業務に従事できるよう努める。

(1) 福祉避難所で必要と思われる運営担当(例)

福祉避難所運営責任者(総括)

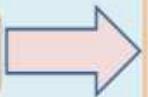
～主な業務内容～

総務・情報



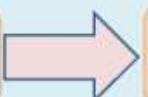
- 市町村災害時要援護者支援班との連絡
- 福祉避難所運営記録の作成
- 避難者名簿の作成
- 被害情報、復旧情報の作成
- 避難者への情報提供
- 問い合わせ、取材への対応など

施設管理



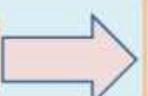
- 危険箇所、要修繕箇所への対応
- 避難所のレイアウト作成
- 公共スペースの管理
- 防火、防犯

食料・物資



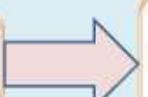
- 食料、物資の調達、受入、管理及び配布

保健・衛生



- 医療、介護にかかる相談、対応
- 清掃、ゴミ等の衛生管理
- 避難生活長期化への対応

支援渉外



- ボランティアの派遣要請
- ボランティアの受入・配置
- 支援団体との調整

*学校施設・公民館等(身近な福祉避難所)の場合

避難所運営組織の中に、「要援護者班」を設置

- ・要援護者の相談、対応
- ・市町村の災害時要援護者支援班との連絡、調整

(2) 福祉避難所運営の参考レイアウト

○指定障害者支援施設 大分県のぞみ園 を参考

○使用可能な範囲を決め必要と考えられるスペースを配置
(簡易ベッドのスペースは男・女別に設けられ、女性は別室に設置)



5 福祉避難所における要援護者の支援

(1) 福祉サービス等の提供

○市町村は、福祉サービス事業者等と連携を図り、要援護者に対して必要なサービスを提供する。

○災害時要援護者が災害発生前に受けている福祉サービス及び医療について把握。

(災害後も継続的にサービスが受けられるよう)

※応急仮設住宅への入居、住宅の再建意向についても継続的に把握する。

連携

福祉サービス事業者、ボランティア、NPO法人、
保健師、ヘルパー、ケアマネージャー、介護福祉士等

提供

○要援護者に可能な限りの福祉サービスや医療を提供。
(生活機能の低下を防ぐため)

災害により身体的・精神的負担を受け、病状・状態が悪化する可能性もあるため、要援護者の状態には十分注意する。

※要援護者特有の相談(介護用品、手話通訳等)に対応する相談窓口を設置する。相談窓口では専門職(看護師、介護福祉士等)による総合的な福祉、健康相談を行う。



福祉サービスの把握



福祉サービスの打合せ

(2)緊急入所・入院の対応

○市町村は、在宅での生活が困難な要援護者、避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要援護者について、緊急入所、ショートステイ等により適切に対応する。

避難生活が困難な要援護者

緊急入所・緊急ショートステイ等へ移送

病状が急変した場合、適切な医療機関へ移送
※病院と連携が必要

～ 移送手段の確保 ～

緊急に入所や医療的な処置や治療が必要な場合、要援護者の状態に配慮した移送手段の確保が必要。

例：福祉車両、緊急車両等



緊急入院



緊急入所

6 福祉避難所の閉鎖

(1) 福祉避難所の統廃合、撤収、閉鎖

- 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数に多いところ少ないところが出るなどした場合は、統廃合を図る。
- 統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要援護者及びその家族に十分説明する。
- 避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。



福祉避難所閉鎖



福祉避難所閉鎖
(手話で伝える)



施設に戻る



閉鎖施設から車両による移動

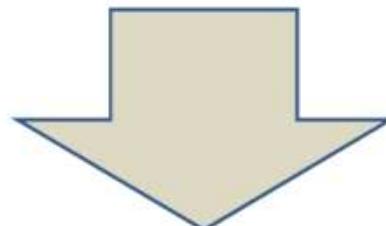
第3章 福祉避難所避難訓練

1 福祉避難所避難訓練の様子



最大震度7

県内沿岸部全域にわたり2m以上の津波が発生



津 波 警 報 発 令

被災地の様子

社会福祉施設

被災状況の確認

施設の点検

従業員家族の安否確認

利用者の安否確認

避難者名簿の作成

情報収集

避難準備

被災施設・受入施設の打合せ



利用者の安否確認

在宅の援護者を移送



避難準備

避難者名簿の作成



受入施設間からの物資搬入

被災・受入施設間の打合せ

津波が来るため一時避難所へ移動



介助による移動



自力による移動



車による移動



民生委員による安否確認・避難誘導

一時避難所での様子



近くの工場敷地内



近くの小学校体育館

※季節により暑さ・
寒さ対策が必要



通所施設に集合



通所施設で体調確認



通所施設で
支援者である家族と待機



障がい者が
利用施設に集合

福祉避難所の開設

被災市町村



大分県



受入市町村

情報伝達(要援護者情報)



電話(携帯電話・衛星電話)



FAX



iPad(アイパッド)



メール



要援護者情報



ホワイトボードを使用
(情報の整理)

福祉避難所運営体制の整備

福祉避難所担当職員の配置



旅館・ホテル

社会福祉施設に運営管理を委託



医療関係者、ボランティアとの連携



保健師による体調管理

ボランティアによる炊き出し

福祉避難所へ移動

福祉避難所までのルート確認



地図による事前確認



移動中のルート確認

福祉避難所までの移送手段の確保



福祉タクシーの利用



受入施設の車両利用

福祉避難所までの途中経過



長距離の場合、体調に
考慮し途中休憩



体調悪化の場合、
保健所等に立ち寄り診断

福祉避難所へ到着

要援護者の受付



社会福祉施設での受付



旅館・ホテルでの受付

要援護者の体調確認



保健師により体調確認
(旅館・ホテル)

施設看護師により体調確認
(社会福祉施設)

食事の準備



炊き出し
(ボランティアとの連携)

居住スペースの確保



男女別に場所を確保
(社会福祉施設)

簡易ベッドの設置
(旅館・ホテル)

談話スペースの確保



地域交流スペースの一部分

待合室を利用

災害時要援護者の支援

福祉サービスの提供



暫定ケアプランの策定



手話通訳者の配置

緊急入所等の対応



医療機関に移送



体調確認
(緊急入所の対応)

福祉避難所の閉鎖



施設責任者から閉鎖の説明



車両による移動

2 福祉避難所避難訓練から見えたもの

要援護者の状況

【よかったこと】

- 受入施設職員の対応が優しく、安心できた。
- ホテル到着時に、従業員がホテルでの過ごし方を説明してくれたのはよかった。

【改善すべきこと】

- 聴覚障がいの方たちで会話をしているときに外から呼びかけても気づかなかった。ドアノブに意思表示カードを掲示したり、壁や床を叩いて振動で伝えるなどの工夫が必要。
- 聴覚障がいの方は喋りたいことがあっても喋れず、ストレスが溜まるので、少しでも手話ができる話を聞いてくれる人がいるとよい。
- 慣れない環境の中での避難生活になるので、精神的なケアが必要である。

【その他】

- 車での移動は、家族や支援者が一緒にいると安心できる。
- 服薬について本人には確認が取りにくいため、服薬情報の記載されたものがあるとよい。

連絡体制

【良かったこと】

- 聴覚障がいの方の家族に安否の連絡する際、ご家族も障がいをもっている場合があるため連絡手段がFAXかメールに限られることがわかった。
- メールで要援護者の顔写真や資料を送付することで情報が照合でき、取り違えることがない。

【改善すべきこと】

- 関係機関で情報を伝達したが、時間がかかることや情報を正確に伝えるため、どこにどんな情報が必要か、即時報告、事後報告の判断など再考する必要がある。
- FAXで情報のやり取りを続けると、字がつぶれてしまい確認がしづらい。
- 情報が交錯する中で、伝わりやすい受け答えなど考える必要がある。
- 職員が移動に同行できない場合もあるので、施設同士で要援護者の情報を直接やりとりすることも必要ではないか。
- 在宅の要援護者は、民生委員、自治会長、区長等に状況を確認することになるので、その方たちにも情報提供が必要ではないか。

【その他】

- 受入要請時の要援護者の初期情報は、氏名・年齢・性別・障がいの特徴などがあれば、受入について検討することは可能。詳細な情報は後からでもよい。
- 移動に際し、道路状況も必要な情報となるので、県や市町村で情報共有できる仕組みがあるとよい。
- ホテルでは通常の業務に、災害の対応をおこなうため、送られた情報(FAX)にすぐに気がつかなかった。
- 部屋割りを考える際に、ホテルに送られる情報の中に年齢や身元引受人の続柄などが記載されていると部屋割りがやりやすい。

受入体制

【よかったこと】

- ホワイトボードを使用し情報の集約状況を時系列に記録することで、受入スタッフ全員で除法が共有できた。
- 受入施設側から搬送車両を出したことで、要援護者情報の引き継ぎができた。普段のケアでどこに重点を置いているか説明があるとよかったです。
- 炊き出しの訓練を行っていたので、食事の準備は手際よくできた。

【改善すべきこと】

- たくさんの情報があるなかで、誰が情報をまとめ、どこに情報をおろし、どう行動するか普段からシミュレーションする必要がある。
- 長期の受入になった時に、施設職員の負担軽減のため、介護職のボランティア等が必要。受入側への支援として、人的・物的な応援体制を整えていく必要がある。
- 要援護者と意思疎通ができない場合や緊急に医療が必要な場合、薬がない場合にどう対応し、どうアセスメントするか検討が必要。
- 手話通訳者がいないときは、体調確認などに時間がかかるので伝え方もわかりやすくする必要がある。

【その他】

- 福祉避難所へ市町村職員配置の体制を全庁的に取り組むべきと感じた。
- ホテルで要援護者を受け入れる場合、電話連絡を受けた時点で部屋を確保するので、受入要請のFAXだけでは気づかないこともある。
- 避難後も普段のサービスが受けられ、介護度が上がらないよう運営していく必要がある。
- 要援護者の情報を基に、何の支援が必要かわかる人材や支援に対応できる人材が必要である。
- 継続した支援を行うためにも、現在使用中のケアプランの情報もあるとよい
- 様々な人が避難してくるので、感染症予防についても考える必要がある
- 長期避難には、手話通訳者の派遣などに配慮が必要になる。毎日でなくてもできる限り対応してもらうと助かる

その他

【よかったこと】

- 民生委員の見守り、避難誘導があることで素早く、安全に避難することができた。

【改善すべきこと】

- 災害時には保健所も情報を持っているため、保健所との連絡調整も必要である。
- 施設職員だけでは入所者の避難対応は困難なので、職員のほかに避難誘導や交通整理をする方の手助けが必要である。

【その他】

- 生活相談員を配置する上で、専門技術を持った人や有資格者のボランティア登録や研修をしてもらいたい。
- 聴覚障がい者に対し、手話ができないと構えず、他の手段でコミュニケーションがとれることを知っておいたほうがいい。
- ホテル・旅館も含め、色々な業界の方に関わってもらうことで、みんなで要援護者を守る機運を作る必要がある

第4章 參考樣式等

【市町村が福祉避難所を設置・運営する時に使用】

福祉避難所開設・運営チェックリスト

【平時における取組】

1 福祉避難所の対象となる要援護者の把握

- 福祉避難所の対象となる要援護者の把握はできているか。

2 福祉避難所の指定

- 指定した施設の名称、所在地、管理者、施設の状況、連絡先等をまとめているか。
- 指定した施設が市町村管内のどの位置にあるか地図でわかるようにしているか。
- 生活圏や地域コミュニティとのつながりに配慮し、小学校区に1か所程度の割合で福祉避難所が指定されているか。

3 福祉避難所の周知

- あらゆる媒体を活用して、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知しているか。
(特に、要援護者及びその家族、民生委員、自主防災組織等に対して周知しておく。)

4 物資・器材、人材、移送手段の確保

- 施設管理者と連携し、必要な物資・器材の備蓄を図っているか。
- 専門的人材の確保に関して、支援の要請先のリストを整備し、関係団体等と協定を締結するなど、人的支援を得られるよう連携を図っているか。
- 福祉避難所への移送手段を確保できる調達先のリストを整備し、関係機関に支援が得られるよう連携を図っているか。
(福祉車両、救急車両、一般車両など)

5 社会福祉施設、医療機関等との連携

- 緊急入所・入院が可能な施設の情報を把握・リストを整備し、平常時から関係機関との連携を図っているか。

6 福祉避難所の運営体制の事前整備

- 福祉部局を中心とした横断的な組織として、災害時要援護者支援班（仮称）を設置しているか。
- 災害時に有資格者等を確保し、要援護者班として活動してもらえるよう、事前に関係団体等と協力依頼をしているか。
- 社会福祉施設が福祉避難所となる場合、当該施設の体制が基本になるため、福祉避難所担当職員の配置、専門的人材、ボランティアの確保・配置を行うなど関係機関との連携が図られているか。

7 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

- ワークショップや図上訓練を通じて、地域における要援護者のあり方をなどについて検討する機会を設けているか。
- 平常時から要援護者やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に、要援護者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及しているか。

【災害時における取組】

1 福祉避難所の開設

- 福祉避難所の対象となる要援護者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所（社会福祉施設等）の施設管理者に開設を要請したか。
- 福祉避難所を開設したときは、職員、要援護者及びその家族、民生委員、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知したか。
- 受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる要援護者を受け入れてもらったか。
- 指定した福祉避難所が不足する場合は、県と協議の上、公的宿泊施設、旅館・ホテル等の借り上げを実施したか。

【災害救助法が適用された場合】

- 概ね10人の要援護者に1人の生活相談員などを配置しているか。
- 要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、パーティション等の器材、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材が確保されているか。
- 福祉避難所を含む避難所の開設期間は原則、災害発生の日から最大限7日以内であるが、期間内で閉鎖が困難な場合は、必要最小限度の期間延長を県と協議したか。

2 福祉避難所の運営体制の整備

- 福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣したか。
- 大規模災害発生当初、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合がある時は、施設管理者等の協力を得て対応したか。
- 事前に把握している有資格者や専門家等の情報、事前に協定締結した関係団体、他の地方公共団体への職員派遣要請により、有資格者を確保し要援護者班を設置したか。
- 市町村では対応できないものについては、速やかに県に要請したか。

3 福祉避難所における要援護者の支援

- 福祉避難所に避難している要援護者の名簿を作成したか。
- 県に要援護者名簿を報告したか。
- 福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、要援護者に対して必要な福祉サービスを提供したか。
- 在宅での生活の継続が困難な要援護者や福祉避難所での避難生活が困難な要援護者について、緊急入所、緊急ショートステイ等の適切な対応をしたか。
- 要援護者の病状が急変し医療処置や治療が必要な場合は、医療機関に移送したか。

4 福祉避難所の閉鎖

- 福祉避難所の閉鎖については、要援護者とその家族に理解と協力を求めたか。
- 福祉避難所を閉鎖するときは、必要な原状回復を行ったか。

【広域的に福祉避難所を要請する場合に使用】

災害時要援護者受入要請書

平成 年 月 日 時 分

大分県災害対策本部長様

市町村長名

下記の災害時要援護者につきまして、他市町村の同型施設への受入れを要請します。

1 災害時要援護者の受入を要請する施設分類

(1) 高齢者、障がい者、児童福祉、その他 ()

2 災害時要援護者に関する情報

番号	氏名	性別	心身の状況(要援護者)
1		男・女	別紙心身状況表のとおり
2		男・女	別紙心身状況表のとおり
3		男・女	別紙心身状況表のとおり
4		男・女	別紙心身状況表のとおり
5		男・女	別紙心身状況表のとおり
6		男・女	別紙心身状況表のとおり
7		男・女	別紙心身状況表のとおり
8		男・女	別紙心身状況表のとおり
9		男・女	別紙心身状況表のとおり
10		男・女	別紙心身状況表のとおり

別紙

災害時要援護者心身状況表

ふりがな 氏名	男 生年 女 月日	明・大・昭・平成 年 月 日	血液型	A · B · AB · O
住 所	電話			
障がいの区分等 1	身体(視覚 聴覚 上肢 下肢 体幹 内部) · 知的 ·精神			
	要介護度(1 2 3 4 5)			
	難病の方(病名:)			
	妊産婦 出産(予定)日 平成 年 月 日			
	乳・幼児			
発作(有り: 無し)				
身元引受人	氏名			
	住所			
	連絡先			
服用薬・用量・ 服用上の注意				
その他必要 とする援助				
ふりがな 氏名	男 生年 女 月日	明・大・昭・平成 年 月 日	血液型	A · B · AB · O
住 所	電話			
障がいの区分等 2	身体(視覚 聴覚 上肢 下肢 体幹 内部) · 知的 ·精神			
	要介護度(1 2 3 4 5)			
	難病の方(病名:)			
	妊産婦 出産(予定)日 平成 年 月 日			
	乳・幼児			
発作(有り: 無し)				
身元引受人	氏名			
	住所			
	連絡先			
服用薬・用量・ 服用上の注意				
その他必要 とする援助				

【一次避難所で作成】

避難者名簿（要援護者用）

樣式

要援護者の氏名 (ふりがな) (済・未[見込み])	住所 〒 -	生年月日 要介護認定 非該当 認定日 年月日	明・大・昭・平 年月日	年月日 要支援 年月 等級 交付日 種 交付日 年月	1・2 要介護 1・2 年月 級 交付日 A1・ A2・ B1・ B2 年月	1・2 要介護 1・2 年月 級 交付日 1級・ 2級・ 3級 交付日 年月	1・2 要介護 1・2 年月 級 交付日 1級・ 2級・ 3級 交付日 年月	身体の状態 歩行時の状態 転倒危険(有・無)	視覚・聴覚・音声、言語、咀しゃく障害・ 平衡機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹) 自立(補装具使用・杖・歩行器)・介助歩行・ 車イス(自立移動・介助移動)・ストレッチャー	年月日(歳) 入所年月日: 年月日 固定電話:() 携帯電話:() -	
身障手帳 (有・無)	療育手帳 (有・無)	精神障害者保健福祉手帳 (有・無)	自立支援医療受給者証 (有・無)	障害程度区分()	氏名(ふりがな)	性別	生年月日(年齢)	この避難所に いる(O・X)	連絡が取れ た(O・X)	同居してい る(O・X)	備考(特別な配慮「病気、食事制限など」・注意点・ 緊急連絡先・持っている資格や特技など)
家族構成					男・女	()	()				
					男・女	()	()				
					男・女	()	()				
					男・女	()	()				
					男・女	()	()				
家屋の被害状況		全壊・半壊・一部損壊・断水・停電・ガス停止・その他()									
ペットの状況:種類(/ 頭)(/ 頭)色()ナンバー()											
車:車種()											
<p>※記載内容は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。 【個人情報の取扱いに関する同意】 私は、震災等への対応に活用するため、避難先市町村、大分県、避難元市町村等の関係行政機関その他避難者の支援にあたる関係団体等へ上記に記入した情報を提供することに同意します。</p>											
平成年月日	〔口頭了解の場合〕(確認者氏名)										
転出先	帰宅・他の避難所・親族宅・その他()	退出年月日: 年月日 TEL:() 備考									

災害アセスメントシート

実施日時	年　月　日(　　)　　:			担当	
方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他(　　)			優先度	<input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 白
利用者	氏名			住所	
	電話			携帯	
	現在いる場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他(　　)			
	最もつながりやすい連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他(　　)			
本人等の自覚する被害状況	本人		家族(継続　)	家屋状況・周辺	
	<input type="checkbox"/> ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位(　　) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(　　へ)		<input type="checkbox"/> ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位(　　) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(　　へ)	<input type="checkbox"/> 家屋の破損 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> その他(　　) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ライフラインの状態 電気 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK ガス <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 水道 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 電話 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 復旧のめど(　　)	
	<input type="checkbox"/> 心理面の変化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(　　へ)		<input type="checkbox"/> 心理面の変化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(　　へ)	<input type="checkbox"/> 自宅周辺の状況	
	<input type="checkbox"/> 体調面の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容(　　) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(　　へ)		<input type="checkbox"/> 体調面の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容(　　) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(　　へ)		
	<input type="checkbox"/> 安全な場所にいる <input type="checkbox"/> 避難したい(必要性あり) ⇒ <input type="checkbox"/> 自力可能 ⇒避難場所(　　)⇒何時まで <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> □(　　)日程度 □自力不可能 ⇒ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒必要な対応(　　) □避難したくない(必要性あり) ⇒理由(　　) ⇒対応(　　)				

年　月　日(　　)

担当者(フルネーム)

困っていること		<input type="checkbox"/> 食事づくり <input type="checkbox"/> 掃除・洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 薬の管理 <input type="checkbox"/> 病院のことが不安 <input type="checkbox"/> 話し相手(相談相手) がいない <input type="checkbox"/> 書類の記入 <input type="checkbox"/> 住居のこと <input type="checkbox"/> 今後の生活 <input type="checkbox"/> その他()
今後の予定 ※希望 内容()		<input type="checkbox"/> このままの状態で過ごしたい <input type="checkbox"/> その他()
本人の状況	変化	今回の状況
	身体面 からだ	食事・服薬・整容・排泄・意思伝達・他の状況
	精神面 こころ	心理面・規則正しい生活サイクル・寂しさ・不安 他の状況
	行動面 うごき	転倒経験・買い物動作・調理の動作・着衣の動作 他の状況
	社会面 かかわり	友人関係・書類金銭管理・近隣関係・情報収集 他の状況
特記事項 ※担当者の所感		
対応欄		状況の変化に応じて、対応した場合に具体的に記入してください
関係機関への連絡		<input type="checkbox"/> 連絡不要 <input type="checkbox"/> 連絡必要 ⇒誰に() ⇒内容()

【避難所の状態を確認する際に使用】

避難所アセスメント表

平成 年 月 日

記入者	所属	氏名	
避難所名		避難者数	

No. 1

項目	確認事項	確認詳細	✓ 特記事項
衛生状態	トイレ	衛生状態	
		数	数 個
		消毒液	
		障碍者対応	数 個
	ゴミ	衛生状態	
		集積所位置有無	屋内 屋外
		分別	
	防疫	手荒い・消毒	
		備品の消毒	ドアノブ・手摺りなど
		うがい薬	
		食器	
		洗濯	女性用下着への配慮
	清掃・整理整頓	風呂	
		清掃	
		整理整頓	
	寝具	役割分担	
		布団有無	
		衛生状態	
	ペット	寝具の片付け	
		飼育場所	
	ペット	管理状態	

No. 2

救護所	病人・要援護者の把握	人員・状況把握	
		支援の必要性の把握	
		環境配慮	
	子どもの対応	要請状況	
		子ども同士の交流	
		遊び場	ボランティアの投入有無
食料・物資	温度管理	勉強部屋	指導者の確保
		冷暖房の状況	
	車の避難者	人員・状況把握	
		外出・体操等の誘導	
		公平な配給のルール化	
	不足分の把握と要請	要援護者への優先	
		不足食料の把握	
		物資の要望受付	
		要請状況把握	
秩序維持	物資の管理	物資の保管状況	賞味期限の把握
		保管場所の警戒	
	食事の状況	衛生状況	
		栄養の状況（献立の工夫）	栄養士など関与？
		責任者	
	避難所運営の体制	自主運営の状況	
		通路の確保	
		要援護者など入浴のルール化	
		行政等との連絡状況	
	避難者名簿	名簿の有無	
		名簿の管理	
		更新状況	

秩序維持	施設管理	管理者の有無	
		役割分担	
		警備体制	
		訪問者への対応	
	男女別やプライバシーへの配慮	男女別の更衣室	
		間仕切り等によるプライバシー配慮	
		ルールの有無	
		遵守状態	
	生活情報等の提供	避難者の必要とする情報提供の有無	
		わかりやすさ	
情報提供等	要援護者への配慮	高齢者	
		視覚・聴覚障害者等への周知方法	
	情報収集・提供	情報収集方法	
		定期的な更新	
		提供時間	
	相談体制	要望等の受付	
		専門的相談へのつなぎ	
ボランティア	活動状況	人員	運営に必要な人員確保
		活動量	
		活動の活発さ	
		活動報告	
	連携体制	避難者の情報キャッチ（発見力）	
		朝夕の情報共有	
		行政等とのミーティング	
		提案	

*十分でない点に気づいたら報告をお願いします。

すべての項目を埋める必要はありませんが、問い合わせが出来るならば確認をしてください。

～ 大分県災害ボランティアネットワーク登録団体 ～

	団 体 名
1	大分県社会福祉協議会
2	日本赤十字社大分県支部 アマチュア無線赤十字奉仕団連絡協議会
3	智泉福祉製菓専門学校
4	老人福祉施設協議会
5	大分県介護福祉士会
6	大分県トラック協会
7	大分県漁業協同組合
8	大分県建築士会
9	大分県建築士事務所協会
10	大分県建設業協会
11	大分県森林組合連合会
12	大分県LPガス協会
13	大分県技能士連合会
14	柳井電気工業(株)
15	大分県聴覚障害者協会
16	要約筆記サークル 陽ざしの会
17	大分県芸術文化スポーツ振興財団
18	大分県商工会議所連合会
19	大分県商工会連合会
20	日本青年会議所大分ブロック協議会
21	生活協同組合 コープおおいた
22	大分県医師会
23	大分県歯科医師会
24	大分県薬剤師会
25	大分県看護協会
26	大分県歯科衛生士会
27	大分県柔道整復師会
28	大分県理学療法士会
29	大分県栄養士会

30	JAIIFAソニー大分
31	大分県レスキューサポートバイクネットワーク
32	NPO法人 大分県砂防ボランティア協会
33	NPO法人 ウォーターセーフティマネージメント協会
34	大分ライフセービングクラブ
35	大野川流域ネットワーキング
36	NPO法人 地域環境ネットワーク
37	NPO法人 碧い海の会
38	NPO法人 レスキュー・サポート九州
39	市町村社会福祉協議会
40	国土交通省大分河川国道事務所
41	大分県生活環境部防災危機管理課
42	大分県福祉保健部地域福祉推進室
43	大分県生活環境部消費生活・男女共同参画プラザ
44	大分県土木建築部建設政策課
45	大分県市長会
46	大分県町村会

～ 各種関係団体一覧 ～

1	大分県社会福祉士会
2	大分県ホームヘルパー協議会
3	大分県介護支援専門員協会
4	大分県精神保健福祉士協会
5	大分県作業療法協会
6	大分県言語聴覚士協会
7	大分県臨床心理士会

災害時連絡先一覧(例)

要援護者の避難が必要なとき

●以下のことを報告しましょう

①被害状況(人的被害、物的被害)

* 要援護者の状態、人数、避難の必要性、
施設の設備、ライフラインの被害状況など

②要援護者について(人数、心身状況等)

災害時要援護者支援班

福祉避難所担当

市町村〇〇課

・難病(特定疾患)

・母子保健に関すること

・感染症予防

・こころの健康

・栄養・健康づくりについて

など保健・衛生に関すること

市町村〇〇課・〇〇保健所

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ボランティアに関すること

■ボランティアの派遣要請

災害対策本部

市町村〇〇課

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

■ボランティア活動を希望される方の窓口

災害ボランティアセンター・市町村社会福祉協議会

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

介護サービス・福祉サービスに関すること

■介護サービス

市町村〇〇課

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

■福祉サービス

市町村〇〇課

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

・住宅支援関係の連絡(応急仮設住宅等)

・各種貸付金

(弔慰金、被災者生活再建支援制度等)

などの生活再建に関するこ

市町村〇〇課

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

近隣の指定避難所

〇〇小学校・〇〇公民館

施設管理者:

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

自治会長:

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

地区的民生委員:

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

近隣医療機関

内科: 〇〇病院

住所:

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

外科: 〇〇病院

住所:

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※緊急時は119へ！

福祉避難所の指定状況(平成25年7月2日時点)

都町村名	指定日 (協定開始)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 庄の原苑	大分市大字芦屋庄ノ原1798番地	097-544-0888	097-544-1060
2 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 鮎風苑	大分市大字下郷161番地の3	097-567-3733	097-567-3760
3 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 作原の里	大分市大字八幡320番地の1	097-535-2977	097-535-2378
4 大分市	H19.6.25	特養 (特養) リバーサイド桃花苑	大分市大字曲宇賀久保32番地	097-504-7666	097-568-0633
5 大分市	H19.6.25	老健 (老健) さくらハウス ゼゼ	大分市役1丁目25番1号	097-503-1882	097-562-2588
6 大分市	H19.6.25	老健 (老健) リバーサイド日々園	大分市大字津守山崎2742番地の1	097-567-6750	097-567-6751
7 大分市	H19.6.25	老健 (老健) サンテラスながとみ	大分市西大路2丁目2番1号	097-546-1718	097-546-4062
8 大分市	H19.6.25	障がい (障がい) 知的障害者入所更生施設うえの園	大分市東大通3丁目9番2号	097-546-3551	097-543-4414
9 大分市	H19.6.25	特養 (特養) アイリスおおいた	大分市大字横尾宇武生4451番地の8	097-503-1755	097-503-1302
10 大分市	H21.2.21	特養 (特養) 風雅の草上野	大分市大字三芳128番地1	097-535-8900	097-535-8998
11 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 明治清流苑	大分市大字猪野129番地の1	097-524-3300	097-524-3322
12 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 清流苑	大分市大字猪良字南谷144番地	097-529-2316	097-528-1121
13 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 白水長久苑	大分市大字松岡1080番地	097-520-2711	097-520-2712
14 大分市	H19.6.25	老健 (老健) メディトピアにが	大分市東鶴崎4丁目6番22号	097-521-6151	097-523-5239
15 大分市	H19.6.25	老健 (老健) コスモス苑	大分市東鶴崎4丁目3番22号	097-527-2660	097-527-2440
16 大分市	H19.6.25	老健 (老健) やすらぎ苑	大分市大字松原1946番地	097-520-3535	097-520-4700
17 大分市	H19.6.25	老健 (老健) 大分豊寿苑	大分市大字皆春1521番地の1	097-521-0110	097-521-1247
18 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 百草苑	大分市大字東上野1800番地	097-592-1513	097-592-1512
19 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 光明園	大分市大字志木宇木寺3502番地の13	097-574-0634	097-574-0210
20 大分市	H19.6.25	老健 (老健) グリーンライフ	大分市大字丹生1741番地の10	097-593-3950	097-593-4704
21 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 清静園	大分市大字竹中5260番地	097-597-3189	097-597-6964
22 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 誠寿園	大分市大字竹中802番地	097-595-0495	097-595-0487
23 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 寿志の里	大分市大字中川田1342番地の3	097-548-8201	097-597-5677
24 大分市	H19.6.25	老健 (老健) 和安園	大分市大字中川田1428番地の1	097-597-3635	097-597-3634
25 大分市	H19.6.25	老健 (老健) 曜光苑	大分市大字中戸次4525番地	097-597-2000	097-597-2393
26 大分市	H19.6.25	障がい (障がい) 身体障害者施設施設 ハーモニーの森	大分市大字中戸次4042番地	097-597-8818	097-597-8838
27 大分市	H19.6.25	障がい (障がい) 知的障害者入所更生施設第二博愛寮	大分市大字中戸次2131番地	097-597-0204	097-597-0205
28 大分市	H19.6.25	障がい (障がい) 知的障害者入所更生施設ひまわり園	大分市大字竹11番地	097-595-0888	097-595-0880
29 大分市	H19.6.25	特養 (特養) アルメイダモリアルホーム	大分市大字宮崎1509番地	097-568-2561	097-568-2575
30 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 玉光苑	大分市大字市野田459番地	097-541-0344	097-542-0942
31 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 重生の里	大分市大字市野田1004番地の2	097-549-0012	097-549-5760
32 大分市	H19.6.25	特養 (特養) そうめの森	大分市大字草田92番地	097-567-8822	097-567-8833
33 大分市	H19.6.25	特養 (特養) 和泉荘	大分市大字竹矢1024番地の1	097-588-1110	097-588-0119
34 大分市	H19.6.25	老健 (老健) メディケアおおいた南	大分市大字田原山深田36番地	097-541-2345	097-542-0030
35 大分市	H19.6.25	老健 (老健) メディケアふじが丘	大分市大字裏田235番地の16(ふじが丘105)	097-568-3338	097-568-3369
36 大分市	H19.6.25	老健 (老健) わさびアセンター	大分市大字市半大坪11番地の2	097-541-6655	097-541-5468
37 大分市	H19.6.25	老健 (老健) 小野義生院	大分市大字小野島1157番地の1	097-542-8500	097-542-8538
38 大分市	H19.6.25	障がい (障がい) 知的障害者入所更生施設第一博愛寮	大分市大字野田175番地の1	097-549-1321	097-549-1092
39 大分市	H24.11.26	特養 (特養) 稲田作原の里	大分市井天1丁目2番3号	097-547-8787	097-547-8788
40 大分市	H24.11.26	特養 (特養) 天保ガーデン	大分市大字田尻字高屋184番地の1	097-574-7500	097-574-7505
41 大分市	H24.11.26	老健 (老健) ふない	大分市井内町1丁目3番23号	097-533-5511	097-533-5454
42 大分市	H24.11.26	老健 (老健) めいわ	大分市井野北町1丁目2番18号	097-551-0044	097-561-0046
43 大分市	H24.11.26	老健 (老健) 猫児知庵	大分市大字野田1985番地	097-549-7500	097-549-7501
44 大分市	H24.11.26	養老 (養老) アイス済心園	大分市大字横尾451番地の19	097-535-8030	097-535-8031
45 大分市	H24.11.26	牛支屋 さわやか任せ	大分市大字桂崎189番地	097-521-0555	097-521-1551
46 大分市	H24.11.26	牛支屋 太平の里	大分市大字太平寺2丁目の3	097-514-0015	097-514-0024
47 大分市	H24.11.26	牛支屋 隠いの館	大分市大字津守3347番地の6	097-504-7530	097-566-1630
48 大分市	H24.11.26	牛支屋 隱鶴清流苑	大分市西新地2丁目5番40号	097-573-2088	097-573-2088
49 大分市	H24.11.26	牛支屋 和みの街いきいき	大分市大字横尾1010番地	097-542-5581	097-542-6139
50 大分市	H24.11.26	経営者 白寿苑 (A型)	大分市大字下原170番地の1	097-568-2366	097-568-5880
51 大分市	H24.11.26	経営者 ケアマンション創生の里	大分市大字野田313番地の6	097-549-5525	097-549-5750
52 大分市	H24.11.26	経営者 ジリーメイト清流苑	大分市大字羅屋148番地	097-528-1881	097-529-2316
53 大分市	H24.11.26	経営者 ケアマンションはなぞの	大分市花江川4番28号	097-521-2718	097-521-2719
54 大分市	H24.11.26	経営者 ケアマンション清静園	大分市大字竹中5274番地の1	097-597-3184	097-597-2444
55 大分市	H24.11.26	経営者 ケアハウス庄の栄苑	大分市大字芦屋1837番地の1	097-544-1161	097-544-1270
56 大分市	H24.11.26	経営者 ケアハウス清足努力会	大分市大字下郡1921番地の42	097-503-9855	097-503-9500
57 大分市	H24.11.26	障がい (障がい) 作業所「なにか」	大分市中島東1丁目2番29号	097-532-8450	
58 大分市	H24.11.26	障がい (障がい) ココナールモリまち	大分市大字市野田543番地の1	097-521-2932	097-521-2932
59 大分市	H24.11.26	障がい (障がい) つわぶき園	大分市愛媛町3丁目2番21号	097-536-3430	097-536-3431
60 大分市	H24.11.26	障がい (障がい) コンシェルト	大分市大字中郷83番地	097-586-5577	097-586-5578
61 別府市	H18.4.1	障がい (障がい) 国立障害者リハビリセンター別府重度障害者センター	別府市南莊園2組	0977-21-0181	0977-21-2794
62 別府市	H18.4.1	社会 (社福) 別府発達医療センター	別府市社園組4	0977-22-4185	0977-26-4171
63 別府市	H18.4.1	障がい (社福) 埼共協済別府病院リハビリセンター(にじ)	別府市橋見1006-10	0977-67-1711	0977-67-1712
64 別府市	H18.4.1	障がい (社福) 太郎の家	別府市内裏1393	0977-66-0277	0977-67-0453
65 別府市	H18.4.1	障がい (社福) みのり会	別府市富士見町13番9号	0977-22-8943	0977-22-7018
66 別府市	H18.4.1	社会 (社福) 別府市社会福祉協議会(社会福祉会館)	別府市上田の湯町15番40号	0977-26-6070	0977-26-6620
67 別府市	H19.10.18	長老 (養老) 丸葉寮	別府市大字鶴見字田石60番地の2(丸葉寮)	0977-66-5020	0977-67-6288
68 別府市	H19.10.2	養老 (養老) シルバーホームはるかぜ	別府市大字鶴見1436番地の2	0977-26-1165	0977-22-6202
69 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 一燈園(石垣)	別府市石垣東3丁目726番地(一燈園)	0977-21-2228	0977-21-2272
70 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 一燈園(石垣)(認出)	別府市石垣西4組(一燈園)	0977-25-8888	0977-25-9978
71 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 静雲荘	別府市大字野田1293番地の1(静雲荘)	0977-67-2311	0977-67-2312
72 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 釜暮苑	別府市大字筑前1050番地(釜暮苑)	0977-66-5021	0977-66-5573
73 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 和幸苑	別府市大字野田1484番地の1(和幸苑)	0977-67-6211	0977-67-6212
74 別府市	H19.10.2	老健 (老健) 亀田和幸苑	別府市宇都龜田町11-1(亀田和幸苑)	0977-67-5200	0977-67-6766
75 別府市	H19.10.2	特養 (特養) ナーシングホーム泰生園	別府市大字鶴見字中山田1068番地の1	0977-66-9988	0977-66-9965
76 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 恒楽園	別府市大字立石2170番地の14(恒楽園)	0977-22-2515	0977-22-2516
77 別府市	H24.1.10	特字子 南石垣支援学校	別府市石垣西1丁目2-5	0977-23-3454	0977-23-0416
78 別府市	H19.10.2	特養 (特養) 友和苑	別府市荒川東町8番20号	0977-66-0007	0977-66-6667
79 中津市	H24.7.17	その他 新博多町交渉センター	中津市1524番地	0979-24-2507	0979-24-2507
80 中津市	H24.7.17	その他 なかつ情報プラザ	中津市大学下池永83番地1	0979-22-1122	0979-22-1136
81 中津市	H24.7.17	社福 救育福祉センター	中津市仲代1丁目1番11号	0979-24-1294	0979-24-7682
82 中津市	H24.7.17	公民館 鮫廣コミュニティセンター	中津市白相原3740番地1	0979-23-3770	
83 中津市	H24.7.17	社福 鮫原文化センター	中津市大字高麗1042番地	0979-25-0514	0979-25-0514
84 中津市	H24.7.17	養老 (養老) 豊寿園	中津市大字源永1288番地14	0979-24-2500	0979-24-2501
85 中津市	H24.7.17	公民館 大橋コミュニティセンター	中津市大字大橋371番地403	0979-32-6541	
86 中津市	H24.7.17	公民館 三保交流センター	中津市福島1893番地	0979-32-2301	

市町村名	指定日 (確定終期)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
中津市	H24.7.17	社福 中津市三光福祉保健センター	中津市三光成城421番地1	0979-27-7715	0979-43-2594
中津市	H24.7.17	公長館 本郷馬渓公民館	中津市本郷馬渓町菅木1800番地	0979-52-3033	
中津市	H24.7.17	特養 (特養) やすらぎ荘	中津市本郷馬渓町大字種山路1番地1	0979-56-2356	0979-56-2928
中津市	H25.6.28	社福 中津市山国町高齢者生活福祉センター	中津市山国町守美57-1	0979-52-3093	0979-62-2164
中津市	H25.7.1	デイ いざみの園	中津市大字永添2744	0979-23-1616	0979-23-1783
中津市	H25.7.1	老健 利生園	中津市上宮永280-1	0979-24-6008	0979-24-6009
中津市	H25.7.1	特養 心くの木	中津市上宮永348	0979-23-1094	0979-23-1110
中津市	H25.7.1	老健 なみの	中津市大字宮夫14-1	0979-26-0656	0979-26-0858
中津市	H25.7.1	老健 三光園	中津市大字永添519	0979-26-0266	0979-24-8660
中津市	H25.7.1	特養 悠久の里	中津市大字永添945	0979-26-0780	0979-26-0781
中津市	H25.7.1	介護 清淨園	中津市大字大員383	0979-32-0887	0979-32-0480
中津市	H25.7.1	児童 圭ヨゼフ荘	中津市大字永添2646-4	0979-22-2320	0979-22-3955
中津市	H25.7.1	障がい 特光園	中津市三光森山775-3	0979-43-6255	0979-43-6256
中津市	H25.7.1	障がい つくし園・すぎな園	中津市三光森山820-2	0979-43-6181	0979-43-6182
中津市	H25.7.1	特養 望断荘	中津市三光森山851	0979-43-6610	0979-43-6606
中津市	H25.7.1	特養 望断荘やまくに	中津市山国守實77-1	0979-52-3056	0979-62-3077
中津市	H25.7.1	老健 さつき苑	中津市三光土田1243-4	0979-26-8022	0979-26-8023
中津市	H25.7.1	障がい やまと園和水	中津市大字上郷水763-1	0979-33-8585	0979-33-8585
日田市	H19.10.1	特養 (特養) 中ノ島園	日田市中ノ島町885-1B	0973-23-1165	0973-23-4165
日田市	H19.10.1	老健 (老健) 生塚ストリーム	日田市中鈴町484	0973-26-3111	0973-26-3114
日田市	H19.10.1	特養 (特養) 花月園	日田市日ノ出町156	0973-26-3500	0973-26-3087
日田市	H19.10.1	高グ グループホーム花・花	日田市日ノ出町156	0973-26-3500	0973-26-3087
日田市	H19.10.1	高グ グループホーム おおつるの家	日田市大鏡町2267-1	0973-26-8585	0973-26-8588
日田市	H19.10.1	特養 (特養) 日田園	日田市石井町1丁目21-2	0973-23-3635	0973-26-3066
日田市	H19.10.1	特養 (特養) ひた翠明館	日田市神奈町607-9	0973-22-7220	0973-22-7260
日田市	H19.10.1	高グ グループホームひまわり	日田市諸留町2-4	0973-23-7320	0973-27-6334
日田市	H19.10.1	高グ 上野公園病院	日田市上野町2226-1	0973-22-7723	0973-22-7318
日田市	H19.10.1	特養 (特養) 岩佐在	日田市大瀬町女子院234	0973-57-3481	0973-57-3452
日田市	H19.10.1	老健 (老健) 六和会セントナリアン	日田市大山町東大山14-4	0973-57-8066	0973-57-8069
日田市	H19.10.1	社福 前津江高齢者生活福祉センター	日田市前津江町大野2177-2	0973-53-2948	0973-53-2942
日田市	H19.10.1	社福 中津江高齢者生活福祉センター	日田市中津江町勝野2620-2	0973-54-3838	0973-54-3839
日田市	H19.10.1	社福 上津江高齢者生活福祉センター	日田市上津江町川原3938	0973-54-3126	0973-54-3127
日田市	H24.12.1	デイ デイサー・ビスセンターーなかのしま	日田市中ノ島町885-16	0973-23-1165	0973-23-7306
日田市	H24.12.1	デイ 介護保険サービスセンター花月園	日田市日ノ出町156	0973-26-3500	0973-26-3087
日田市	H24.12.1	デイ 嶋国園デイサービスセンター	日田市藤崎町1908	0973-28-2225	0973-28-2238
日田市	H24.12.1	デイ 日田デイサー・ビスセンター	日田市石井町1丁目271-2	0973-23-3536	0973-23-3535
日田市	H24.12.1	料販 ケアハウス大原の郷	日田市神奈町607-2	0973-27-5111	0973-27-5155
日田市	H24.12.1	デイ デイサー・ビスゆめ倅楽部	日田市神奈町607-5	0973-22-7220	0973-22-7260
日田市	H24.12.1	デイ 有田ひまわりデイサービスセンター	日田市日諸箇町2-4	0973-23-7320	0973-23-7320
日田市	H24.12.1	特養 (特養) 喜楽苑	日田市天瀬町桜竹1113-87	0973-26-7810	0973-26-7814
日田市	H24.12.1	デイ 老人デイサービスセンター喜楽苑	日田市天瀬町桜竹1115-87	0973-26-7811	0973-26-7814
日田市	H24.12.1	デイ 日田市社協介護保険サービスセンター「おおやま」	日田市大山町西大山3610-1	0973-52-3454	0973-52-3464
日田市	H24.12.1	デイ 日田市社協デイサービスセンター「あまがせ」	日田市天瀬町合田1986-2	0973-57-8157	0973-57-2377
日田市	H25.2.1	障がい 大分県日田はざの園	日田市大字友田2881-2	0973-24-3608	0973-24-7292
日田市	H25.2.1	障がい ひばりーヒルズ	日田市大字三和1853	0973-23-7525	0973-23-7520
日田市	H25.2.1	障がい いきいきランド	日田市南友田町516-2	0973-22-1295	0973-22-6080
佐伯市	H24.7.26	障がい 漢流の湯	佐伯市大字豊田2288-1	0972-20-3300	0972-20-3310
佐伯市	H24.8.1	障がい 大分県なみみ園	佐伯市大字豊田3908-1	0972-28-7333	0972-28-5552
佐伯市	H24.8.17	障がい さつき園 中江	佐伯市中江剛4-35	0972-24-0851	0972-24-0851
佐伯市	H24.7.17	障がい さつき園 小島	佐伯市大字長良4917番地	0972-29-5250	0972-29-5251
佐伯市	H24.7.17	障がい のびのびランド	佐伯市大字木立宇須畠木6623	0972-59-7200	0972-39-7201
佐伯市	H24.7.17	障がい ライフサポート 善匠の里	佐伯市大字木立井崎2579-3	0972-46-2622	0972-46-2517
佐伯市	H24.8.1	障がい サニー・ハウス	佐伯市大字木立大中尾2160-8	0972-28-3003	0972-28-9005
佐伯市	H24.7.19	障がい エバーグリーン	佐伯市大字海崎1836番地15	0972-27-5006	0972-27-5007
佐伯市	H24.7.19	障がい 本塙楽園	佐伯市中の島2丁目21-14	0972-24-1603	0972-23-1904
佐伯市	H24.7.19	障がい ケアホーム・シンブーの森	佐伯市福岡1085番地6	0972-22-7250	0972-22-7251
佐伯市	H24.7.17	障がい 蔵がい者福祉サービス事業所 あけぼの	佐伯市文鳥島10425	0972-22-1169	0972-22-1169
佐伯市	H24.7.17	障がい 紙の翼 福祉サービス	大分県佐伯市中の島3丁目12-27	0972-28-7888	0972-24-0848
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) 豊舟園	佐伯市勝生大字井崎1765番地	0972-46-2226	0972-46-2273
佐伯市	H24.7.27	デイ 上浦後衛井デイサービスセンター	佐伯市上浦大字後海井489-10	0972-32-3395	0972-32-2472
佐伯市	H24.7.27	デイ 上浦鹿戸デイサービスセンター	佐伯市上浦大字豊崎1441番地	0972-32-3395	0972-32-2373
佐伯市	H24.7.27	デイ 佐生老人デイサービスセンター	佐伯市佐生大字小倉1208	0972-46-1616	0972-46-0943
佐伯市	H24.7.27	デイ 木匠高齢者生活福祉センター	佐伯市木匠大字木堂1297-1	0972-57-6065	0972-57-6065
佐伯市	H24.7.27	デイ 宇智高齢者生活福祉センター	佐伯市牛大字小野市3374-1	0972-64-3434	0972-54-3482
佐伯市	H24.7.27	デイ 萩原老人デイサービスセンター	佐伯市原川赤木1235	0972-58-2041	0972-58-3211
佐伯市	H24.7.27	デイ 藤見高齢者生活福祉センター	佐伯市鶴見大字沖松浦508-2	0972-33-1310	0972-33-1310
佐伯市	H24.7.27	デイ 米水木北入デイサービスセンター	佐伯市米水津大字色利浦1728-1	0972-36-7910	0972-36-7302
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) 長良苑	佐伯市大字長良4956番地	0972-28-3000	0972-28-3113
佐伯市	H24.7.27	特養 コスマス	佐伯市大字長良4954番地	0972-28-3322	0972-28-3323
佐伯市	H24.7.27	デイ 愛情苑	佐伯市大字長良4954番地	0972-28-3321	0972-28-3323
佐伯市	H24.7.27	デイ 海恋苑	佐伯市大字久保浦1059-13	0972-24-8836	0972-24-8836
佐伯市	H24.7.27	デイ 愛情苑女鳥	佐伯市文鳥島6945-1	0972-25-1717	0972-25-1728
佐伯市	H24.7.27	デイ 愛情苑八幡	佐伯市大字芦ヶ丘619-9	0972-27-5533	0972-27-5522
佐伯市	H24.7.27	デイ 愛情苑鶴岡	佐伯市上岡1237-8	0972-22-2255	0972-22-2257
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) 花みずき	佐伯市大字池田1699番地7	0972-23-3000	0972-23-0330
佐伯市	H24.7.27	特養 (養老) ながと	佐伯市弥生井跡981番地	0972-25-3555	0972-25-3666
佐伯市	H24.7.27	老健 悠久園	佐伯市向島1-3-8	0972-23-3054	0972-23-3072
佐伯市	H24.7.27	老健 (老健) 和の風	佐伯市大字池田2260-1	0972-24-1201	0972-24-1206
佐伯市	H24.7.27	老健 (老健) 繁星野	佐伯市櫻岡町1丁目11番59号	0972-24-3080	0972-23-2809
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) 康岳の太陽	佐伯市大字伊仁418番地2	0972-27-8622	0972-27-8621
佐伯市	H24.7.27	デイ 康岳の太陽	佐伯市櫻見大字沖松浦51番地	0972-33-1501	0972-33-1502
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) 直川苑	佐伯市直川大字仁田原1962番地1	0972-58-2744	0972-58-2905
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) はたのうら	佐伯市落江大字追野浦596番地32	0972-45-5820	0972-45-5830
佐伯市	H24.7.27	デイ 直川苑指定道所介護事業所	佐伯市直川大字田原1962番地1	0972-25-5010	0972-58-2905
佐伯市	H24.7.27	特養 (特養) はまゆう	佐伯市落江大字落江浦1334番地の1	0972-42-1886	0972-42-1887
佐伯市	H24.7.27	デイ 落江デイサービスセンター	佐伯市京紫西12番6号	0972-20-5090	0972-20-5091

市町村名	指定日 (協定締結)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
臼杵市	H23.5.9	特養 (特養)四季の郷	臼杵市大字江原田1119-5	0972-64-0177	0972-63-1300
臼杵市	H23.5.9	児童 みずほ学園	臼杵市大字戸室1205-1	0972-63-6691	0972-63-0791
臼杵市	H23.5.9	障がい・認知症	臼杵市大字江原田1605-3	0972-63-6692	0972-63-0791
臼杵市	H23.5.9	障がい・あらかしの郷	臼杵市大字井村2209	0972-63-6693	0972-63-0791
臼杵市	H23.11.25	特養 (特養)高齢者総合福祉施設 緑の郷	臼杵市大字太泊220番地	0972-63-2762	0972-63-8225
臼杵市	H23.11.25	特養 (特養)緑の郷	臼杵市大字勘助289番地の1	0972-63-2762	0972-63-8225
臼杵市	H23.11.25	福の園ディーサービスセンターふれあい	臼杵市大字勘助289番地の1	0972-63-2762	0972-63-8225
臼杵市	H23.11.25	福の園ディーサービスセンターやすらぎ	臼杵市大字勘助289番地の1	0972-63-2762	0972-63-8225
臼杵市	H25.4.25	介護 さくら荘	臼杵市野津町大字滝谷35番地	0974-32-3838	0974-32-3704
臼杵市	H25.4.25	高グ 高グ	臼杵市野津町大字宮原1181番地	0974-32-2730	0974-32-2730
臼杵市	H25.5.5	高グ ふくすけ	臼杵市大字戸室1135番地-1	0972-62-8744	0972-62-8847
臼杵市	H25.5.5	高グ 無量寿	臼杵市大字末広915番地	0972-63-7830	0972-63-7917
臼杵市	H25.5.5	高グ 萬喜家	臼杵市大字江原田1109番地	0972-63-8100	
臼杵市	H25.4.25	障がい 潤き生母の家	臼杵市野津町大字都部3590番地の1	0974-32-7060	0974-32-7061
臼杵市	H25.4.25	障がい 地域活動支援センター優和	臼杵市野津町大字都部3590番地の2	0974-32-7060	0974-32-7061
津久見市	H25.2.21	特養 (特養)しおさい	津久見市大字長尾2715-3	0972-85-0539	0972-85-0566
津久見市	H25.2.21	老健 (老健)つみかん	津久見市大字千賀0011	0972-82-8181	0972-82-8410
津久見市	H25.2.21	特養 (特養)白梅莊	津久見市鹿屋宮町6-7	0972-82-0345	0972-82-5222
津久見市	H25.2.21	老健 (老健)つみかんサテライトみなみ	津久見市大字四浦半久保泊2944	0972-88-2011	0972-88-2122
津久見市	H25.2.21	高グ グループホーム千想の杜	津久見市大字千想宇藤原3849	0972-85-0003	0972-85-0005
津久見市	H25.2.21	高グ グループホーム桜美	津久見市大字綾代宇西の95-21	0972-85-3007	
津久見市	H25.2.21	有老人 有料老人ホームオレンジ	津久見市地蔵町7-6	0972-82-5605	0972-82-5605
津久見市	H25.2.21	デイ ディーサービスセンターおあしす	津久見市津久見1270	0972-82-7313	0972-82-7345
津久見市	H25.2.21	デイ ディーサービスセンターわらぎ	津久見市上青ヶ4866	0972-82-8822	0972-82-8885
津久見市	H25.2.21	デイ ディーサービス優幸	津久見市立花町5-17	0972-82-0109	0972-82-2809
津久見市	H25.2.21	有老人 地域密着特定新設こころ	津久見市大字津久見3988-1	0972-82-3078	0972-82-3238
津久見市	H25.2.21	障がい うばぬく(本園)	津久見市大字青江3949	0972-82-2642	0972-82-2296
竹田市	H18.3.1	社福 竹田市綜合社会福祉センター	竹田市大字冬々1650番地	0974-63-1545	0974-62-4185
竹田市	H18.3.1	社福 福祉健康エリア	竹田市萩原町良原172番地	0974-68-3050	0974-68-2660
竹田市	H18.3.1	社福 久住町保健センター	竹田市久住町大字久住6154番地	0974-76-1419	0974-64-3821
竹田市	H18.3.1	社福 久住町保健センター	竹田市直入町大字長湯9067番地4	0974-78-2216	0974-64-1418
竹田市	H18.3.1	社福 福祉施設「はくすい」	竹田市大字次呂4459番地1	0974-67-2001	
竹田市	H25.4.1	老健 介護老人保健施設 同の苑	竹田市大字竹田1855	0974-68-3827	0974-63-3827
竹田市	H25.4.1	特養 特別養護老人ホーム こころの郷	竹田市大字飛田川1618番地23	0974-63-3323	
竹田市	H25.4.1	特養 総合福祉施設 美晴が丘	竹田市直入町長湯9067番地4	0974-78-3333	0974-75-3060
竹田市	H25.4.1	特養 特別養護老人ホーム 萩の苑	竹田市萩原町良原780番地2	0974-64-6886	0974-64-6887
竹田市	H25.4.1	特養 特別養護老人ホーム 慈々居	竹田市大字三宅1783-1	0974-63-3201	0974-64-0101
竹田市	H25.4.1	特養 特別養護老人ホーム 久住荘	竹田市久住町大字久住6185番地1	0974-76-0111	0974-76-0115
豊後高田市	H23.12.1	特養 (特養)真芽苑	豊後高田市大字野4298番地3	0978-53-4181	0978-53-5932
豊後高田市	H23.12.1	デイ ディーサービスセンター真芽苑	豊後高田市大字野4298番地3	0978-53-4181	0978-53-5932
豊後高田市	H23.12.1	障がい 陪審者支援施設コスモス	豊後高田市美和1684	0978-25-4111	0978-25-4141
豊後高田市	H23.12.1	支社 豊後高田市老人介護支援センター	豊後高田市野4335番地3	0978-53-6111	0978-53-6113
豊後高田市	H23.12.1	デイ ディーサービスセンター間防苑	豊後高田市野4335番地3	0978-53-4656	0978-53-4710
豊後高田市	H24.6.28	養老 豊後高田市生活支援ハウス	豊後高田市見日104番地	0978-54-3110	0978-54-3192
豊後高田市	H24.6.28	社福 並石ダムグリーンランド	豊後高田市一標157番地	0978-27-3045	
豊後高田市	H24.6.28	社福 健康交流センター花いじ	豊後高田市美和1335番地1	0978-22-1155	0978-22-1211
豊後高田市	H25.3.8	特養 (特養)やすらぎの里	豊後高田市呂崎755番地1	0978-22-1311	0978-24-1377
豊後高田市	H25.3.8	養老 営業老人ホーム六掛園	豊後高田市新地1274番地	0978-22-2576	0978-24-3857
豊後高田市	H25.3.8	ホテル スパランチ真玉	豊後高田市城前156-1	0978-53-4390	0978-53-4661
豊後高田市	H25.3.8	公的 大分県立社会教育総合センター 香々地青少年の家	豊後高田市香々地5151	0978-54-2096	0978-64-2152
杵築市	H20.7.1	デイ 作業場市社会福祉協議会	杵築市大字櫻屋941	0978-62-2649	0978-62-3083
杵築市	H20.7.2	病院 衛藤外科	杵築市大字大内7695-1	0978-63-6977	0978-63-9678
杵築市	H20.7.3	デイ 三楽園	杵築市大字大内121-2	0978-66-4100	0978-66-4101
杵築市	H20.7.4	特養 (特養)心動園	杵築市大字熊野1427-1	0978-64-2222	0978-64-2223
杵築市	H20.7.5	特養 (特養)菩提樹	杵築市大字日野1821-15	0978-62-2970	0978-62-2974
杵築市	H20.7.6	デイ とどろきの里	杵築市大字御原1827-30	0978-62-1300	0978-62-1302
杵築市	H20.7.7	デイ ひまわり(さつきの里)ディーサービスセンター	杵築市大字守江1884	0978-65-5500	0978-66-5503
杵築市	H20.7.8	特養 (特養)太陽の家・広寿苑	杵築市山香町大字野原1662-1	0977-75-0262	0977-75-0268
杵築市	H20.7.9	特養 (特養)瑞雲荘	杵築市大田番街2380	0978-52-2233	0978-52-2234
杵築市	H24.4.1	老健 (老健)グリーンケアやまが	杵築市山香町大字野原1612-1	0977-75-2341	0977-28-5678
杵築市	H24.11.27	有老人 ハートフルホーム笑顔	杵築市山香町大字野原1682-1	0977-75-1733	0977-75-0333
杵築市	H24.11.27	小規模 ヴィオラ	杵築市山香町大字野原150-1	0977-75-0213	0977-75-0213
杵築市	H24.11.27	有老人 介護付有料老人ホームおおたの郷	杵築市大田石丸1392	0978-52-2190	0978-52-2229
杵築市	H24.11.27	高グ グループホームおおたの郷	杵築市大田石丸1392	0978-52-2160	0978-23-8821
杵築市	H24.11.27	デイサービスセンター太田	杵築市大田番街1404	0978-52-2724	0978-52-2737
杵築市	H24.11.27	養老 (養老)山香苑	杵築市山香町大字野原1405-1	0977-75-0282	0977-75-0423
杵築市	H24.12.5	デイサービスセンターかがやえん	杵築市山香町大字立石2243-1	0977-76-2070	0977-76-2075
宇佐市	H20.10.6	老健 (老健)和光園	宇佐市大字出光195	0978-37-3887	0978-37-3887
宇佐市	H20.10.6	老健 (老健)清流荘	宇佐市大字山本1985	0978-33-5200	0978-33-2689
宇佐市	H20.10.6	特養 (特養)宇水園	宇佐市大字宇島299-2	0978-33-0111	0978-33-0221
宇佐市	H20.10.6	特養 (特養)宇佐ナーシングホーム春生園	宇佐市大字山下2100	0978-33-1778	0978-33-1828
宇佐市	H20.10.6	特養 (特養)妻姫荘	宇佐市安心院妻姫401	0978-34-4015	0978-34-4015
宇佐市	H20.10.6	特養 (特養)沙見荘	宇佐市院内御所488-1	0978-42-5058	0978-42-6171
宇佐市	H20.10.6	デイ めぐらの里ディーサービスセンター	宇佐市大字下持枝549	0978-33-3008	0978-33-3034
宇佐市	H20.10.6	障がい 桑口厚生園	宇佐市大字上庄318-1	0978-32-0680	0978-34-9004
宇佐市	H20.10.6	病院 病院	宇佐市大字平塚道	0978-32-0675	0978-34-9003
宇佐市	H20.10.6	障がい さくら苑	宇佐市大字中原574番地の4	0978-32-0907	0978-33-4874
宇佐市	H25.3.1	養老 舊援老人ホーム 和多久の杜	宇佐市大字高森1302-2	0978-37-3100	0978-37-3101
宇佐市	H25.3.1	高グ グループホーム メルヘン	宇佐市大字桔木1789-1	0978-38-1200	0978-38-1200
宇佐市	H25.3.1	高グ グループホーム おもとの郷	宇佐市大字南宇佐2183-1	0978-37-3050	0978-37-3605
宇佐市	H25.3.1	有老人 住宅型有料老人ホーム 和翠苑	宇佐市大字出光189-1	0978-37-2218	0978-37-2218
宇佐市	H25.3.1	特養 (特養)宇佐介護老人ホーム 安心館の郷 妻姫	宇佐市安心院町妻姫401	0978-34-4015	0978-34-4015
宇佐市	H25.3.1	デイ 妻姫社ディーサービスセンター	宇佐市安心院町妻姫401	0978-34-4015	0978-34-4016
宇佐市	H25.3.1	デイケアめぐら	宇佐市下持枝549	0978-34-0287	0978-34-0286
宇佐市	H25.3.1	理療介護型アシストホーム 八仙杖而就干子アーシンソーム フンエキア卒生	宇佐市大字山下2100	0978-33-1778	0978-33-1828
宇佐市	H25.3.1	泰生の里ディーサービスセンター ルブリーズ宇佐	宇佐市大字山下2100	0978-33-1778	0978-33-1828
宇佐市	H25.3.1	障がい 審議官事務所 エスボーアールのぞみ園	宇佐市大字山下2100	0978-33-1708	0978-33-1708
宇佐市	H25.3.15	特支費 大分県立宇佐支援学校	宇佐市猿渡1137-19	0978-32-1780	0978-32-0006

市町村名	看定目 (協定種類)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
宇佐市	H25.3.1 特か ル	大分県水口第二厚生園 (社)こころの樹	宇佐市大字上時枝1223-10 宇佐市大字下戸田455-2	0978-32-6837 0978-32-0631	0978-32-6843 0978-32-0486
宇佐市	H25.3.1 デイ	院内町老人デイサービスセンター	宇佐市院内町御岱556-4	0978-42-6986	0978-42-6744
宇佐市	H25.3.1 デイ	安心院町老人デイサービスセンター	宇佐市安心院町六郷丸344-2	0978-48-2620	0978-48-2620
宇佐市	H25.3.1 特か ル	安心院町がいき生活介護センター	宇佐市安心院町下毛2111-1	0978-44-0334	0978-44-1316
豊後大野市	H24.3.9 特委	(特委)紫雲莊	豊後大野市三重町本城2050番地	0974-22-1010	0974-22-4366
豊後大野市	H24.3.9 養老	(官委者)三国寮	豊後大野市三重町本城2080番地	0974-22-1899	0974-226629
豊後大野市	H24.3.9 障がい	障害者支援施設 本城苑	豊後大野市三重町本城2054番地	0974-22-3230	0974-22-3606
豊後大野市	H24.3.9 特委	(特委)任道莊	豊後大野市鶴方町馬場796番地1	0974-42-2338	0974-42-4187
豊後大野市	H24.3.9 デイ	デイサービスセンター なごみ塾	豊後大野市鶴方町馬場796番地1	0974-42-4200	0974-24-4008
豊後大野市	H24.3.9 特委	(特委)備生園	豊後大野市大野町田中700番地2	0974-34-3801	0974-34-3803
豊後大野市	H24.3.9 養老	(官委者)常樂莊	豊後大野市鶴方町馬場578番地1	0974-42-2270	0974-42-2272
豊後大野市	H24.3.9 高齢	あさら健生園	豊後大野市朝日町朝日689番地2	0974-72-0177	0974-72-0175
豊後大野市	H24.3.9 小規模	いぬかい備生園	豊後大野市朝日町田原2307番地	097-586-8888	097-586-8800
豊後大野市	H24.3.9 障がい	障がい者支援施設 めふき園	豊後大野市大洞町下津尾4355番地10	097-578-0818	097-578-0819
豊後大野市	H24.3.9 その他	豊後大野市三重農村環境改善センター	豊後大野市三重町玉田1128番地	0974-22-6677	0974-22-3118
豊後大野市	H24.3.9 デイ	デイサービスセンターみつば苑	豊後大野市清川町沙田1844番地	0974-35-3003	0974-35-3015
豊後大野市	H24.3.9 社福	豊後大野市郷方すこやかセンター	豊後大野市郷方町馬場21番地1	0974-42-3800	0974-42-3500
豊後大野市	H24.3.9 デイ	デイサービスセンター慈々	豊後大野市郷方町上冬原493番地2	0974-45-2500	0974-45-2585
豊後大野市	H24.3.9 デイ	豊後大野市総合福祉センター・やまびこ	豊後大野市郷方町馬場1875番地	0974-42-4250	0974-42-4281
豊後大野市	H24.3.9 社福	豊後大野市朝日町頃の村	豊後大野市朝日町頃806番地	0974-72-1002	0974-72-1007
豊後大野市	H24.3.9 社福	豊後大野市朝日町合福社センター	豊後大野市朝日町坪557番地1	0974-72-0530	0974-72-0888
豊後大野市	H24.3.9 デイ	デイサービスセンター創寿苑	豊後大野市千歳町新段314番地1	0974-37-2600	0974-37-3117
豊後大野市	H24.3.9 デイ	デイサービスセンターあけぼの荘	豊後大野市大洞町田原1513番地1	097-578-0006	097-578-0640
豊後大野市	H24.11.1 障がい	障がい者支援施設 ほづき	豊後大野市郷方町馬場796番地1	0974-42-3578	0974-42-4187
豊後大野市	H25.1.7 介護	大分県光明苑	豊後大野市三重町玉田1515番地	0974-22-0304	0974-22-7696
由布市	H24.3.23 養老	(委託)寿栄苑	由布市庄内町大庭2707-5	097-582-0234	097-582-3347
由布市	H24.3.23 特養	(特委)信和園	由布市庄内町西長室170-1	097-582-1010	097-582-3663
由布市	H24.3.23 特養	(特委)温水園	由布市湯布院町川北2037	0977-85-3722	0977-85-3723
由布市	H24.3.23 特養	(特委)白心莊	由布市湯布院町川北1354-13	0977-85-3551	0977-85-3591
由布市	H24.3.23 特養	(特委)若菜苑	由布市挿間町由原1215-2	097-540-7880	097-540-7883
由布市	H24.3.23 特養	(特委)廣寿苑	由布市庄内町椿林5089-1	097-582-1777	097-582-0909
由布市	H24.3.23 施設	ケアハウス 星友館	由布市挿間町鬼崎4-16	097-583-5080	097-583-5090
由布市	H24.3.23 老健	(老健)虹寿庄	由布市挿間町鬼崎4-1	097-583-0051	097-583-0051
由布市	H24.3.23 老健	(老健)ケアポート川崎	由布市挿間町吉野264	097-583-5301	097-583-5297
由布市	H24.3.23 老健	(老健)やさしい風香	由布市庄内町川南280	0977-28-2100	0977-84-3180
由布市	H24.3.23 デイ	情和園デイサービスセンター	由布市庄内町西長室870-1	097-582-1010	097-582-1717
由布市	H24.3.23 デイ	情和園デイサービスセンター ハッピー	由布市庄内町西長室870-1	097-582-1010	097-582-1717
由布市	H24.3.23 デイ	情和園リハビリテーションデイサービス みもざ	由布市庄内町樺木882	097-582-0880	097-582-0883
由布市	H24.3.23 障がい	大分県のぞみ園	由布市挿間町赤野138-1	097-583-0350	097-583-0355
由布市	H24.3.23 社会福祉法人庄内厚生館 地域交流ホーム	由布市庄内町伊東1433-1	097-582-1211	097-582-2201	
由布市	H24.3.23 障がい	短時間障害者入所更生施設 向陽学園	由布市庄内町小狭間487	097-582-0550	097-582-0554
由布市	H24.3.23 障がい	由布市立知的障害者更生施設 小松寮	由布市庄内町高岡2379-13	097-582-3834	097-582-3898
国東市	市営	(特委)姫見苑	国東市国見町伊東3859	0978-82-1161	0978-82-1276
国東市	市営	市立(養老)くにみ苑	国東市国見町伊東くにみ苑300番地2	0978-73-9100	0978-73-9101
国東市	H24.3.12 特養	(特委)鈴鳴莊	国東市安岐町下山口58番地	0978-87-2626	0978-67-3181
国東市	H24.3.13 特養	(特委)心さし苑	国東市武蔵町系原2368番地1	0978-68-0238	0978-68-0468
国東市	H24.3.13 養老	(養老)松壽園	国東市国見町富来浦2388番地1	0978-74-0251	0978-74-1419
国東市	H24.3.13 介護	鈴鳴莊頃来サボートセンター	国東市安岐町胡来144番地	0978-66-0120	0978-66-0123
国東市	H24.4.1 特養	(特委)くにさきの堀	国東市国見町浜崎2757番地	0978-74-1000	0978-74-1171
国東市	H24.3.26 老健	シヨーリーステイるるかぜ	国東市国見町大熊毛182番地	0978-63-0019	0978-63-0018
国東市	H24.3.15 小規模	小規模多機能型 カトレア	国東市国見町伊東2409番地1	0978-82-0321	0978-82-0321
国東市	H24.3.13 老健	(老健)ウェルハウスらしさぎ	国東市安岐町瀬戸1035番地9	0978-67-3646	0978-67-3645
国東市	H24.3.13 老健	(老健)メティケア魚井苑	国東市国見町田深655-4	0978-72-1010	0978-72-3736
国東市	H24.3.15 老健	(老健)大樹	国東市国見町伊東2617番地2	0978-73-4021	0978-73-4022
国東市	H24.6.20 障がい	秀溪園	国東市武藏町手野1065-2	0978-69-0101	0978-69-0500
国東市	H24.6.20 障がい	三角ベース	国東市安岐町下山口宇固吉63-2	0978-64-7533	0978-67-3002
国東市	H24.6.20 障がい	輝くピアホーム	国東市国見町田深1450	0978-72-4005	0978-72-4005
国東市	H24.6.20 障がい	グループホーム山ちゃん	国東市国見町富来浦	0978-74-0203	0978-74-0203
国東市	H24.6.20 施設	グループホーム桜ヶ丘	国東市国見町塩川	0978-72-3772	
姫島村	H18.4.1 社福	姫島センター やはす	東国東郡姫島村姫島1580番地の1	0978-87-2303	
日出町	H24.3.16 特養	(特委)高齢者総合福祉施設 曙谷苑	日出町大字厚原1708番地3	0977-72-8336	0977-72-8335
日出町	H25.3.27 有老	ウエル・フエイ	連見郡日出町厚原6323	0977-28-0500	0977-28-0502
日出町	H25.3.27 老健	(老健)サンライズ・ビュー	連見郡日出町厚原6320-2	0977-73-2822	0977-73-2824
日出町	H25.3.27 病院	サンライズ酒井病院	連見郡日出町3156-1	0977-72-2266	0977-72-0328
日出町	H25.3.27 障がい	みのり学園・百合子学園	(本部)杵築市大字野1921-7	0978-66-1200	0978-62-2974
日出町	H25.3.27 病院	鈴木病院	連見郡日出町3904-6	0977-73-2131	0977-73-2132
日出町	H25.3.27 老健	(老健)すずらん	連見郡日出町藤原1691-1	0977-73-2151	0977-73-2146
日出町	H25.3.27 病院	日出児王病院	日出町川崎837-1	0977-72-2724	0977-72-2873
日出町	H25.3.27 老健	(老健)みずき	日出町川崎507-3	0977-28-1807	0977-28-1808
日出町	H25.3.27 障がい	指定障害者支援施設 ゆうわ	日出町大字神402-14	0977-72-1666	0977-72-1519
日出町	H25.3.27 保健	大分県 溪泉寮	日出町大字厚原4617	0977-72-2621	0977-72-1829
日出町	H25.3.27 市営	ホテルソラージュ大分日出	日出町大字7505	0977-72-1800	0977-72-1810
日出町	市営 社福	老人憩いの家	日出町8002-1	0977-72-6864	
日出町	市営 社福	保健福祉センター	日出町薄原2277-1	0977-73-1337	0977-73-1768
九重町	H18.7.4 社福	九重町社会福祉協議会	玖珠郡九重町大字後野上17-1	0973-76-2800	0973-76-3835
九重町	H18.7.4 特養	(特委)シルバーランドメルヘン	玖珠郡九重町大字右田3156-7	0973-76-2100	0973-76-2900
九重町	H18.7.4 老健	(老健)ケアポート深和	玖珠郡九重町大字右田5481-3	0973-78-8000	0973-78-8188
九重町	H18.7.4 社福	九重町保健福祉センター	玖珠郡九重町大字後野上17	0973-76-3838	0973-76-3836
玖珠町	H24.2.2 老健	(老健)玖珠郡医師会立老人保健施設 はね	玖珠町大字山田2696	0973-72-5550	0973-72-5521
玖珠町	H24.11 社福	玖珠町社会福祉協議会	玖珠町大字岩岸4-1	0973-72-5513	0973-72-2816
玖珠町	H25.3.21 特養	(特委)玖珠園	玖珠町大字大隈325	0973-72-3413	0973-72-4067
玖珠町	H25.3.21 特養	(特委)共生の里メルヘン	玖珠町大字筑紫2189-1	0973-72-1616	0973-72-3131
玖珠町	H25.3.21 有老	有料老人ホームめざさんの木	玖珠町大字櫛田1085-1	0973-72-3211	0973-72-3217
玖珠町	H25.3.21 障がい	グループホーム笑みの里	玖珠町大字櫛田322-2	0973-72-3413	0973-72-4067
玖珠町	H25.3.21 特養	共生の里メルヘン・森栄館	玖珠町森690-3	0973-72-0077	0973-72-0080

1. 災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)

1. 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3. 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例　人口 5,000 人未満　住家全壊 30 世帯以上）に行う。

4. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

5. 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6. 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県知事の支弁：救助に要する費用は、都道府県知事が支弁

(2) 国　　庫　　負　　担：(1)により費用が 100 万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア	普通税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
イ	普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部	80/100
ウ	普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分	90/100

7. 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第 37 条）

過去 3 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 相当額（最少額 500 万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

2. 災害救助法適用基準（同法施行令）

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人団に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40世帯
15,000人以上	50世帯
30,000人以上	60世帯
50,000人以上	80世帯
100,000人以上	100世帯
300,000人以上	150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都道府県の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	1,500世帯
2,000,000人以上	2,000世帯
3,000,000人以上	2,500世帯

② 市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上	20世帯
15,000人以上	25世帯
30,000人以上	30世帯
50,000人以上	40世帯
100,000人以上	50世帯
300,000人以上	75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

① 都道府県の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	7,000世帯
2,000,000人以上	9,000世帯
3,000,000人以上	12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと（令第1条第1項第3号後段）

- ・災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2. 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

- ・災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

平成24年度災害救助基準

平成24年4月6日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所設置のための費用として ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談に当たる職員等を配置する費用 ②高齢者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③支援を行うために必要な消耗機材の費用 ※費用、期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m ² (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるとところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m ² , 2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 ※費用、期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。				
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日) ※費用、期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 ※期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること ※費用、期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏 17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
		冬 28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400	
		半壊 半焼 床上浸水	夏 5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		冬 9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上 ※期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上 ※期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 ※期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	※期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円以内 中学校生徒 4,400円以内 高等学校等生徒 4,800円以内	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 傷害物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※費用、期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給する	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 ※費用、期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。
死体の検査	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 ※期間について基準を上回る場合は、県と協議すること。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。 ※費用、期間について基準を 上回る場合は、県と協議する こと。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	※費用、期間について基準を 上回る場合は、県と協議する こと。
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	※期間について基準を上回る 場合は、県と協議すること。
範囲	費用の限度額	期間	備考	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

福祉避難所指定促進事業推進会議委員

(任期:平成24年度～25年度)

氏名	所属	役職名	備考
小野 淳哉	大分県老人福祉施設協議会	副会長	
阿部 實	大分県身体障害児者施設協議会	協議会会員	
松永 忠	大分県児童養護施設協議会 (大分県母子生活支援施設協議会)	副会長	
五十嵐 康郎	大分県知的障害者施設協議会	副会長	
橋本 三郎	大分県就労支援事業所協議会	副会長	
上鶴 れい子	大分県老人保健施設協会	事務局次長	
後藤 光明	大分県精神障害者社会復帰施設協議会	副会長	
堀 精治	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長	
山崎 栄一	大分大学教育福祉科学部	准教授	
丹羽 和美	特定非営利活動法人チャレンジ おおいた福祉共同事業協議会	理事長	
松本 保	大分県ボランティア連絡協議会	会長	
関 吉広	日本赤十字社大分県支部	事業推進課長	平成25年度
藤本 学		事業推進課長	平成24年度
定宗 瑛子	大分県民生委員児童委員協議会	副会長	
後藤 肇	大分市	長寿福祉課参事	平成25年度
山本 雅博		長寿福祉課主幹	平成24年度
賀来 久晴	中津市	福祉推進係長	
西田 将則	佐伯市	社会福祉課主任	平成25年度
首藤 英樹	豊後大野市	社会福祉課副主幹	平成24年度
奈須 裕二	大分市社会福祉協議会	地域福祉課長	
三股 又伯	佐伯市社会福祉協議会	事務局長	
伊東 雅人	大分県福祉保健部地域福祉推進室	参事	平成25年度
後藤 素子		参事	平成24年度
西永 和夫	大分県社会福祉協議会	事務局長	平成25年度
伊東 雅人		事務局長	平成24年度

福祉避難所開設・運営マニュアル

平成25年8月発行

発 行 大分県福祉保健部地域福祉推進室
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2622 FAX 097-506-1732
e-mail:a12030@pref.oita.lg.jp

大分県社会福祉協議会
〒870-0907 大分県大分市大津町2丁目1番41号
電話 097-558-0300 FAX 097-558-1635
e-mail:info@oitakensyakyo.jp

